

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年1月号 | No. 01/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

ePCT 最新情報

ePCT の新バージョンが 2023 年 1 月 24 日にリリースされました。主な新しい機能の概要は、以下の通りです。

出願人向け ePCT 最新情報

- ePCT でアクセス権を請求する際の新しい手続: アクセス権の請求は、処理のため国際事務局 (IB) を経由する必要はなくなりました。詳細は、PCT ニュースレター今月号の 3 ページ目に掲載されています。
- .xml 形式の明細書をアップロードするための利用可能なファイルタイプとして.zip が追加: システムパフォーマンスを最適化するため、明細書を構成する全ての.xml ファイルと画像ファイルを zip 形式で圧縮し、一つの.zip ファイルを添付することを強くお勧めします。
- ePCT アクション:
 - PCT 規則 4.17 に基づく申立て: PCT 規則 4.17(iv) に基づく申立てについて、個々の外部署名請求を管理できるようになりました。
 - 書類記号の更新: 新しい ePCT アクションでは、出願人/代理人の書類記号を変更できます。
 - PCT 規則 92 の 2 変更の請求: アクションに新しい検証機能が追加され、国際出願に関する通信の受取人に対し PCT の書類を送付するための電子メールアドレスが国際事務局 (IB) に提供されているかを確認できるようになりました。IB はすでに紙形式の書類を送付していないため、通信用の電子メールアドレスの提供が必須となります。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

- 編集集中のアクションのロック化: あるユーザがドラフトアクションを編集集中である場合、他のユーザが同時に編集することはできません。ドラフトアクションを編集しているユーザの名前が画面に表示されます。
 - ePCT メッセージ: 予め設定された表題のドロップダウンリストから、ePCT メッセージの件名を選択可能になりました。リストには件名を自由に入力できる「その他」も含まれました。
 - ST.26 形式の配列表: ST.26 形式の配列表ファイルを追加する際に、出願人/代理人の書類記号と出願人名が抽出され、正しいファイルが追加されたかをユーザが確認しやすいように、一時的にインターフェースに表示されます。
- ワークベンチ+フィルター: 新しいワークベンチフィルターを使い、特定のユーザがアクセス権を持ちながら、ご自身がそのアクセス権の eHandshake を持たない国際出願を検索できます。そして、
 - RO/IB に対する出願手数料のオンライン決済: WIPO Pay プラットフォームでは、国際事務局の受理官庁 (RO/IB) に対するスイスフラン (CHF) 建ての出願手数料の支払方法として、追加のオンライン決済方法が提供されました。オンライン銀行決済 (SOFORT 決済) は、欧州の多くの国の取引銀行に口座を持つ出願人が利用可能です。

官庁向け ePCT 最新情報

- 一般機能:
 - オリジナルの署名が入った PDF 版の優先権書類が利用可能
 - 出願人から受け取る ePCT メッセージに新しく件名が表示
 - 官庁プロフィールに掲載されている支払方法と通貨情報の更新
 - 更新版ユーザガイド並びに FAQs (よくある質問) の提供
- RO:
 - 様式 PCT/RO/106 の Annex A 第 3 欄の表記の修正
- ISA
 - 様式 PCT/ISA/210 と PCT/ISA/237 及び PCT/ISA/203 と PCT/ISA/237 の作成機能の向上
 - 様式 PCT/ISA/225 に 'reply due' 入力フィールドの追加
 - 無効な IPC (国際特許分類) について ePCT 通知の修正
 - ポルトガル語の様式 PCT/ISA/202 の修正
- ISA/IPEA:
 - Office アクションの同時編集の防止

– IPEA:

- 様式 PCT/IPEA/403 作成用の新しい ePCT アクション
- 様式 PCT/IPEA/408 及び PCT/IPEA/409 の IPC コード入力の改善
- 様式 PCT/IPEA/412 作成用の新しい ePCT アクション

出願人向け及び官庁向け ePCT 新機能の詳細は、それぞれ以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1636> 及び

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq?selected=0>

これまで通り、官庁の皆様からのご意見やご要望は、PCT 国際協力課 (PCTICD@wipo.int) までお寄せ下さい。また、ePCT システムに関するご質問は、以下の“Contact Us”リンクから PCT 電子サービスサポートチーム宛にお送り下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=769>

ePCT でアクセス権を請求する際の新しい手続

ePCT で国際出願へのアクセス権を請求する際の手続が、新しくなり利便性が向上しました。アクセス権の請求は、処理のため国際事務局 (IB) を経由するのではなく、代わって IB に記録されている出願人/代理人の通信用電子メールアドレスに送信されます。今後は、出願人の責任で専用ウェブページへのリンクからアクセス権の請求の承認又は拒否の決定を行うこととなります。

なお、IB に記録されている出願人/代理人の通信用電子メールアドレスと、アクセス権を請求しているユーザの WIPO アカウントの電子メールアドレスが同じ場合には、アクセス権は自動的に承認されます (同じユーザに自己の請求の承認を求めるメールは送信されません)。

新しい手続の概要は、以下の FAQ に記載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1636>

ブダペスト条約: アフリカ知的所有権機関が宣言

2022 年 12 月 15 日に、アフリカ知的所有権機関 (OAPI) は、1977 年 4 月 28 日にブダペストにて作成され、1980 年 9 月 26 日に改正された (ブダペスト条約)、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約第 9 条(1)(a) に従い、宣言を寄託しました。この宣言は、ブダペスト条約第 3 条(1)(a) に規定する承認の義務、同条約第 3 条(2) に規定する要件に関する義務、並びに政府間工業所有権機関に適用される同条約及びその規定の全ての効力を受諾するものです。当宣言は、アフリカ知的所有権機関について 2023 年 3 月 15 日に発効します。

詳細は、以下に掲載されている、ブダペスト条約に関する通知第 354 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_354.html

国際出願の電子出願と処理

アフリカ知的所有権機関 (OAPI) が ePCT 出願を利用した電子形式の国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのアフリカ知的所有権機関 (OAPI) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2023 年 2 月 1 日から ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、以下の 2023 年 1 月 12 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (OA) が更新されました)

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

以前お知らせしました通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料はある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

IB は、各参加庁について WIPO 手数料移転サービスの一部である PCT 手数料移転の 2022 年 12 月 31 日付の一覧を掲載しました。当一覧は、2023 年 1 月 12 日付の公示 (PCT 公報) (12 ページ目から) をご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT サクセスストーリー

自動車ハンドルのハプティクス技術による運転意欲の向上

PCT ウェブサイトに「PCT サクセスストーリー」の特設ページが開設されました。皆さんの発明を保護するために PCT がどのように役立ったかについての成功談を是非ご共有下さい。(すでに国際公開済みの PCT 出願であることが条件となりますが) 投稿されたサクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介していく予定です。

最新の PCT サクセスストーリーでは、個人の発明者が自動車ハンドルのハプティクス技術の主要マーケットで特許保護を求める際に、PCT がどのように役立ったのかを紹介しています。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2023/news_0001.html

ストーリーで紹介されている発明の詳細については、該当する PCT 出願の国際公開へのリンクが提供されていますのでご利用下さい。また PCT サクセスストーリーの特設ページでは、ストーリーの投稿に必要なフォームも掲載されており、PCT 全 10 言語で提供されています。

PCT アップデート

CA: カナダ (手数料)
 CN: 中国 (FAX 機の使用停止)
 IL: イスラエル (手数料)
 NZ: ニュージーランド (手数料)
 OA: アフリカ知的所有権機関 (OAPI) (電子出願)
 US: 米国 (手数料)

受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) に支払う、以下の小規模事業体及び極小規模事業体の手数料の料金が、2022 年 12 月 29 日から変更されました (最初の料金は「小規模事業体」による出願に適用され、2 つ目の括弧付きの料金は「極小規模事業体」による出願に適用されます)。

送付手数料¹..... 104 (52) 米国ドル
 優先権の回復請求手数料..... 840 (420) 米国ドル

また、指定 (若しくは選択) 官庁としての当該官庁に支払う、以下の国内手数料の一部である料金も同日から変更になりました (最初の料金は「小規模事業体」による出願に適用され、2 つ目の括弧付きの料金は「極小規模事業体」による出願に適用されます)。

基本国内手数料²..... 128 (64) 米国ドル

調査手数料:

- IPRP (特許性に関する国際予備報告) (第 II 章) が IPEA/US により作成され、又は見解書が ISA/US により作成され、全てのクレームが PCT 第 33 条(1) から (4) までの規定を充足している場合..... 変更なし

- 国際調査手数料が ISA としての USPTO に支払われた場合..... 56 (28) 米国ドル

- 調査報告が US 以外の ISA により作成され、IB により USPTO に提供される、又は IB により USPTO に事前に通信があった場合..... 216 (108) 米国ドル

- その他全ての状況..... 280 (140) 米国ドル

審査手数料³:

- IPRP (特許性に関する国際予備報告) (第 II 章) が IPEA/US により作成され、又は見解書が ISA/US により作成され、全てのクレームが PCT 第 33 条(1) から (4) までの規定を充足している場合..... 変更なし

- その他全ての状況..... 320 (160) 米国ドル

¹ 加えて、当該官庁の電子出願システム (EFS) 以外で提出される国際出願に対し、非電子出願手数料として 400 米国ドル、或いは小規模又は極小事業体による出願については 200 米国ドルが適用されます。

² 基本国内手数料は、PCT 第 22 条又は 39 条(1) に基づき適用する期間内に支払う必要があります。

³ 基本国内手数料と併せて支払われなかった場合、USPTO は命令書に設定された期間内に手数料を支払うよう出願人に求めます。

50 枚あたり、又は明細書と図面が 100 枚を超える場合の端数 (電子媒体で提出された配列表又はコンピュータプログラムリストは除く) ³	168 (84) 米国ドル
3 項を超える独立クレーム、1 項あたりの追加手数料 ³	192 (96) 米国ドル
20 項を超える独立/従属クレーム、1 項あたりの追加手数料 ³	40 (20) 米国ドル
加えて、出願に多項従属クレームがある場合、出願 1 件あたり ³	344 (172) 米国ドル
国内段階の開始日以降に支払う調査手数料、審査手数料の超過手数料、又は宣誓書若しくは宣言書の提出に支払う超過手数料 ³	64 (32) 米国ドル
PCT 第 22 条又は 39 条(1) に基づき適用する期間の満了後に英語翻訳文を提出する場合の処理手数料 ³	56 (28) 米国ドル
膨大な配列表の出願手数料:	

300MB から 800MB までの配列表の提出..... 424 (212) 米国ドル

800MB 以上の配列表の提出..... 4200 (2,100) 米国ドル

さらに、2023 年 3 月 1 日から、受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) に米国ドルで支払う、国際出願手数料と 30 枚を超える用紙 1 枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表の項目 4 に掲載された適用される手数料減額の米国ドルでの換算額も変更され、手数料表 I(a) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) 及び国内編、概要 (US) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、ユーラシア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、インド特許庁、フィリピン知的所有権庁、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (チリ)、国家知的所有権機関、国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、米国特許商標庁 (USPTO)、ヴィシェグラード特許機構 (VPI))

2023 年 2 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁.....	米国ドル
ユーラシア特許庁.....	スイスフラン
欧州特許庁.....	米国ドル
フィンランド特許登録庁 (PRH).....	米国ドル
フィリピン知的所有権庁.....	ユーロ
韓国知的所有権庁.....	米国ドル
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	スイスフラン

国立工業所有権機関 (チリ).....	ユーロ
国家知的所有権機関、国営事業 「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」	米国ドル
北欧特許機構.....	米国ドル
スペイン特許商標庁.....	米国ドル
スウェーデン知的所有権庁 (PRV).....	米国ドル
トルコ特許商標庁 (Turkpatent).....	米国ドル
米国特許商標庁 (USPTO).....	ユーロ、ニュージーランドドル
ヴィシェグラード特許機構 (VPI).....	米国ドル

また、2023 年 3 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	韓国ウォン、ニュージーランドドル
カナダ知的所有権庁.....	ユーロ
中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA).....	ユーロ
インド特許庁.....	ユーロ、日本円
日本国特許庁 (JPO).....	米国ドル
韓国知的所有権庁.....	オーストラリアドル、シンガポールドル
シンガポール知的所有権庁.....	韓国ウォン、米国ドル

上述した料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、CA、CL、CN、EA、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、TR、UA、US、XN 及び XV) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

世界知的財産の日-2023 年 4 月 26 日

女性と知財: イノベーションと創造性を加速する力

世界知的財産の日は、イノベーションと創造性の力を称え、知財がより良い未来を築くための原動力をどのように支援しているかを探求する絶好の機会です。2023 年世界知的財産の日のテーマは、「女性と知財: イノベーションと創造性を加速する力」です。

イベントへ参加したい方でさらに内容について知りたい方は、WIPO がお勧めするアクティビティ、リソースやプロモーション資料を是非チェックして下さい。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2023/create-your-campaign.html>

先駆者として活躍する世界中の女性の活動を称え、知財財産制度により多くの女性が関わることの重要性についての認識を高める活動に参加しませんか？ 現状のデータは、知的財産制度を利用している女性は、緩やかな増加傾向にあるものの非常に少ないことを示しています。知財における現状のジェンダークラスは、世界が貴重な機会を見逃していることを意味します。女性がイノベーションや創造性に携わることで、世界全体が恩恵を得ることができるのです。

今年の世界知的財産の日キャンペーンは、次の活動を実践する機会となります。

- 世界中の女性の発明家、クリエイター、起業家の素晴らしい功績を称える、そして
- あらゆるジェンダーの人々がアクセスできるイノベーションエコシステムの発展を確実に支援するため、全ての分野の仕事においてインクルージョンとダイバーシティを促進する努力を倍増させること。

世界知的財産の日キャンペーンを皆様の啓発目標に合わせて企画・運用し、ターゲット層へのインパクトを最大化する方法など、詳細については WIPO のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

偽の手数料支払請求に関する注意喚起

新たな偽の手数料請求書

これまで PCT 出願人や代理人の皆様が WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではなく、かつ PCT の国際出願の手續に関係のない手数料請求書を受領する事態について、PCT ニュースレターにおいて再三にわたって注意喚起を続けてきました。そしてこの度、“IPWU – Intellectual Property World Union” からの新たな偽の請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの請求書例と共に、下記のリンクに掲載されています。また、このような請求書に関する注意喚起情報についても、同リンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 出願人や代理人の皆様にご注意いただきたいのは、優先日から 18 か月後速やかに全ての PCT 出願を公開するのは IB のみであり (PCT 第 21 条(2)(a) 参照)、国際公開に際して別途の手数料は必要ない点です。また、国際公開による法的な効果は PCT 第 29 条に規定されている通りです。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだお済みでない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受領する可能性のある発明者にも注意を促して下さい。なお、このような疑わしい請求書を受領した場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電子メール: pct.legal@wipo.int

電話番号: (+41-22) 338 83 38

また、WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府若しくは消費者保護協会にご相談いただくよう推奨しています。苦情申立ての例文や「政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会」の一覧が上記ウェブページに掲載されています。

2023 年初頭の従来にない PCT 国際公開の採番

2023 年当初 3 週間の国際公開の採番について (訳者注: 2023 年 1 月 5、12、19 日の国際公開が対象)、ソフトウェアの不具合により、従来にない国際公開番号が付与される事象が生じました。年度 4 桁に続く連番 6 桁について、通常では新年の 000001 から始まるかわりに、2022 年に使用された国際公開番号に継続する形で番号が付与されました。その結果、上述した不具合による処理で公開された番号は、WO 2023/272317 から WO 2023/288343 までとなります。2023 年 1 月 26 日からは従来の採番が再開され、番号は WO 2023/000001 から付与されます。本年の後半になり既に使用された上記番号の範囲に到達した場合には、それらの番号は飛ばされる予定です。

実務アドバイス

国際出願の優先日を補正する方法

Q: 数か月前に国際出願を行いました。先の出願の出願日が、国際出願日に先立つ 12 か月の期間内に該当しないことを指摘する通知 PCT/RO/110 (優先権の主張に関する補正命令書) を受け取りました。今になり、当方が間違っただけの日付形式を使用し、正しくは 07.12.22 とするところを、12.07.22 と間違い 2022 年 12 月 7 日と表示していたことに気づきました。優先日を補正することはできますか？また、補正を行う期限はありますか？そして、どの官庁に補正を請求すべきかを教えてください。

A: 適用する期間内に請求が行われる場合には、優先権の主張は補正が可能です。特に優先権の主張の補正又は追加に関連する専門用語の幾つかを以下に説明しましょう。

国際出願が優先権の主張を含む場合、「優先日」とは、優先権が主張された出願の出願日を意味します。二つ以上の優先権の主張を含む場合、「優先日」とは、優先権が主張された最先の出願の出願日を意味します。国際出願に優先権の主張がない場合、「優先日」とは、国際出願の出願日となります。

「優先期間」とは、国際出願において優先権が主張された先の出願の出願日から 12 か月の期間を意味します。12 か月の期間の末日が受理官庁の閉庁日又は法定の休日に当たる場合、優先期間は次の就業日に満了します (PCT 規則 2.4(b) 及び 80.5 参照)。有効な優先権として主張するためには、国際出願は常に優先期間内に提出される必要があります。国際出願が、優先期間が満了した後であっても一定期間内に提出される場合には、限定された状況の下ではありますが、優先権の回復を請求することが可能な場合があります (詳細は PCT 規則 26 の 2.3(e) と PCT 出願人の手引 国際段階 5.062 から 5.069 項に掲載 https://www.wipo.int/pct/en/guide/ip05.html#_5.062 以下参照)。ただし、この規定は、特定の国の受理官庁に適用される国内法令と適合していないため、全ての締約国に適用されてはいません (規則 26 の 2.3(j) に基づく不適合を国際事務局 (IB) に通知している受理官庁については、https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html をご参照下さい)。

国際出願における日付、又は関連する通信に用いる日付は、PCT 実施細則第 110 号に従い、日をアラビア数字で、月をその名称で、年はアラビア数字の順番 (dd month yyyy) で表示するものとします。願書に表示した日付の後、下又は上に、日と月を示すそれぞれ 2 桁のアラビア数字、その次に年を表す 4 桁の数字をこの順番で表示し、日及び月の数字の後にピリオド、斜線又はハイフンを付した日付を括弧付きで表示します。例えば、

2023 年 12 月 7 日 (07.12.2023)

又は 2023 年 12 月 7 日 (07/12/2023)

又は 2023 年 12 月 7 日 (07-12-2023)

この二重表示の目的は、まさに今回のような誤りを回避するためです。二つの日付が一致しない場合、受理官庁又は IB は、その旨を出願人に通知できますし、正しい日付が十分に明確であれば、職権で日付の一つを訂正することもできます。また、ご留意いただきたいのは、国際出願の提出に ePCT を利用することでそのような誤りを回避できる点です。ePCT では、各優先権の主張が、優先権の主張に関する PCT の規定に確実に準拠しているかの検証を行うためです。

上記の背景を踏まえた上で、今回の事例の質問により具体的にお答えしましょう。出願人 (若しくは記録の代理人) は、受理官庁又は IB に対し書面を提出することで優先権の主張を補正する又は願書へ追加することが可能です (写しは双方へ送付することが望ましく、IB に対する写しについては、ePCT から文書タイプ「優先権主張/優先権書類 – 優先権の主張の補正又は追加 (PCT 規則 26 の 2.1)」をアップロードして下さい)。書面の提出期間は、優先日から 16 か月の期間又は、優先権の主張の補正又は追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から 16 か月の期間のうちいずれか早く満了する期間となります。さらに、適用する 16 か月の期間がいつ満了するかにかかわらず、書面は、国際出願日から 4 か月を経過する前であればいつでも提出できます。詳細は、PCT 規則 26 の 2 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/r26bis.html#_26bis

通知 PCT/RO/110 (優先権の主張に関する補正命令書及び/又は優先権の回復のための請求の提出の可能性に関する通知) に対し所定の期間内に応答しなかった場合、当該優先権の主張は PCT の手続上無効とみなされることにご注意下さい (規則 26 の 2.2(b))。ただし、国際出願日が優先期間が満了した日より遅く、なお、当該満了の日から 2 か月以内であれば、補正書が提出されていなくても、当該優先権の主張は無効とはみなされません (PCT 規則 26 の 2.2(c)(iii))。この場合には、上述した通り、PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく不適合通知 (上記の解説参照) が適用されないことを条件に、受理官庁に対し優先権の回復請求を行うことができます。優先権の回復請求が受理官庁に対し期間内に行われなかった場合、又は請求が認められなかった場合であっても、出願人は、PCT 規則 49 の 3.2 に基づき国内段階移行時にも優先権の回復請求を行うことができます。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年2月号 | No. 02/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会

第16回 PCT 作業部会が2023年2月6日から8日にわたり、ジュネーブにてバーチャル会合として開催されました。本作業部会は、以下のトピックスを検討しました。

PCT 最小限資料

本作業部会は、PCT 最小限資料の範囲に関して、PCT 規則 34、36 及び 63 の改正案を2023年7月の総会での承認のため提出することに合意しました (文書 PCT/WG/16/6 及び PCT/WG/16/7 参照)。PCT 最小限資料タスクフォースは、次回2023年5月22日から26日にかけて暫定的に会合を開く予定であり、2026年1月1日からの発効が提案されている、改正の実施に向けて作業を継続します。

複数言語による国際出願

本作業部会は、国際出願が複数の言語で記載されており、その国際出願が記載されているそれぞれの言語を受理官庁と国際調査機関が認めている場合の問題に対処する目的で、PCT 規則 26 及び 29 の改正案を2023年7月の総会で承認するため提出することに合意しました (文書 PCT/WG/16/8 参照)。

国際事務局に対する通信言語

本作業部会は、国際事務局 (IB) が出願人や官庁と通信する使用言語を、英語と仏語に限らず、国際公開の全10言語に段階的に拡張することを認める提案を検討しました (文書 PCT/WG/16/2 参照)。この提案について一部の加盟国代表団から支持を得たものの、数か国はその実施に関してより実務的な詳細を要請しました。本作業部会は、寄せられた意見を考慮した修正案を今後の作業部会の会合に提示するよう IB に求めました。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

PCT の方式チェック

本作業部会は、受理官庁が国際出願の方式要件のチェックを国際事務局に委任する選択肢を提供する提案について検討しました（文書 PCT/WG/16/3 Rev.参照）。一部の加盟国代表団は支持したものの、他の数か国は懸念を表明しました。本作業部会は、寄せられた意見を検討し、今後の作業部会の会合にさらなる修正案を提示すべきかどうかを考慮するよう IB に求めました。また、IB が継続して PCT 規則 26.3 に規定される「適度に均一化された国際公開」の標準をより明確に定義するための作業、そして国際出願の電子処理を十分考慮し PCT 規則 11 に規定される国際出願の方式要件の修正作業を行うことを支持しました。

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

本作業部会は、ある官庁が他の官庁のために徴収する手数料について、WIPO 手数料移転サービスの利用を義務化する提案について議論しましたが、受理官庁と国際調査機関の間で直接調査手数料の移転を認める PCT 規則の既存の規定を維持することを決定しました（文書 PCT/WG/16/4 参照）。

要約と文書

議長による要約（文書 PCT/WG/16/9）は、作業文書と併せて WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=75232

国際出願の電子出願と処理

スペイン特許商標庁（本部 (OEPMSei)）が新しいウェブベースの出願サービスを開始

スペイン特許商標庁は、2023 年 12 月 13 日から、本部 (OEPMSei) を経由した電子形式による国際出願の提出を受理開始する旨を国際事務局に通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2023 年 2 月 2 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (ES) が更新されました)

PCT アップデート

取扱手数料 (韓国知的所有権庁)

2023 年 4 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としての韓国知的所有権庁に韓国ウォンで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 267,000 韓国ウォンです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (KR) が更新されました)

米国ドルで支払う取扱手数料 (一部の官庁)

2023 年 3 月 1 日から、IPEA としての米国特許商標庁 (USPTO) に米国ドルで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 216 米国ドルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CL、EA、EG、IN、PH、RU、US) が更新されました)

AU: オーストラリア (出願言語)

BY: ベラルーシ (手数料、通信手段)

CZ: チェキア (国内段階移行の特別な要件)

DJ: ジブチ (手数料)

GT: グアテマラ (電話番号と電子メールアドレス)

IB: 国際事務局 (手数料)

2023 年 3 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う、米国ドルでの送付手数料と優先権書類の手数料の換算額が以下の通り変更になります。

送付手数料.....	108 米国ドル
優先権書類の手数料.....	54 米国ドル
航空便の追加手数料.....	11 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

JP: 日本国 (ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストに関する要件)

国際調査機関 (ISA) としての日本国特許庁 (JPO) は、電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストの提出について同機関が認める電子媒体の種類が変更された旨を通知しました。同機関は今後、ディスク、CD-R や DVD-R を認めます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) が更新されました)

KR: 韓国知的所有権庁 (国際調査報告及び国際予備審査報告で引用された文献の写し)

ISA 及び IPEA としての韓国知的所有権庁は、出願人や指定 (又は選択) 官庁が国際調査報告及び国際予備審査報告で引用された文献の写しを取得する際の、或いはそれらの報告で引用された文献をダウンロードする際に問題が発生した場合の当該機関の問い合わせ先の変更について IB に通知しました。

電子メール: isa.kipo@korea.kr

Fax: (82-42) 481 85 78

米国の PCT Korea Center の問い合わせ先については変更ありません。

(PCT 出願人の手引 附属書 D と E (KR) が更新されました)

PL: ポーランド (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
 TH: タイ (国際出願の写しの部数)
 TT: トリニダード・トバゴ (管轄国際調査及び予備審査機関)
 WS: サモア (国内段階移行の要件の概要)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (一部の官庁)

2023 年 3 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許機構 (EAPO).....	ユーロ、米国ドル
欧州特許庁.....	アイスランドクローナ
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	ユーロ、米国ドル
フィリピン知的所有権庁.....	スイスフラン
イスラエル特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
国立工業所有権機関 (チリ).....	スイスフラン
北欧特許機構.....	アイスランドクローナ
スウェーデン知的所有権庁 (PRV).....	アイスランドクローナ
米国特許商標庁 (USPTO).....	スイスフラン

2023 年 4 月 1 日からは、USPTO での国際調査に関する手数料について、米国ドルで支払う料金が以下の通り変更になります (最初の括弧付きの料金は「小規模事業者」による出願に適用され、2つ目の括弧付きの料金は「極小規模事業者」による出願に適用されます)。

調査手数料.....	(872) (436) 米国ドル
追加調査手数料.....	(872) (436) 米国ドル
後払手数料.....	(128) (64) 米国ドル

また、2023 年 4 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額も変更になります。

オーストリア特許庁.....	韓国ウォン
欧州特許庁.....	ハンガリーフォリント
インド特許庁.....	スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、CL、EA、EP、IL、IN、PH、RU、SE、US、XN) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (米国特許商標庁)

2023 年 4 月 1 日から、IPEA としての USPTO に米国ドルで支払う以下の手数料の料金に変更になります (最初の括弧付きの料金は「小規模事業体」による出願に適用され、2 つ目の括弧付きの料金は「極小規模事業体」による出願に適用されます。角括弧付きの料金は、国際調査が USPTO 以外により実施された場合に適用されます)。

予備審査手数料.....	(256) (128)	米国ドル
		[(320) (160)] 米国ドル
追加予備審査手数料.....	(256) (128)	米国ドル
PCT 規則 13 の 3 に基づく求めに応答し 配列リストを提供する場合の後払手数料.....	(128) (64)	米国ドル

2023 年 3 月 1 日から発効する、USPTO に対し米国ドルで支払う取扱手数料の換算額の変更に関する情報は、上記の「米国ドルで支払う取扱手数料 (一部の官庁)」をご参照下さい。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (US) が更新されました)

ePCT 最新情報

WIPO は今後数か月にわたり、当ウェブサイトのデザインをリニューアル予定であり、これらの変更は同じく ePCT にも影響します。

第一段階として、2023 年 3 月に ePCT ページの上部にある黒いナビゲーションバーが新しいデザインになります。



第二段階として、現在のところ 2023 年 5 月末に新しいデザインへの変更が予定されており、全ての ePCT ウェブページに適用されます。詳細は以下のページをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/portal/en/news/2023/creating-a-better-experience-of-ip.html>
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

近日開催予定の ePCT ウェビナーシリーズ

熟練した特許弁護士で (Oppedahl Patent Law Firm LLC)、WIPO の PCT コンサルタント、そして PCT ユーザーでもある Carl Oppedahl 氏が、2023 年 3 月 2 日から毎週 16 回にわたる ePCT 研修ウェビナーを開催します。最初の 8 回のウェビナーが参加登録受付中です。登録は無料で、Carl Oppedahl 氏のブログページ “Ant-like persistence” から登録可能です。

https://blog.oppedahl.com/?page_id=8978

Carl Oppedahl 氏は講演者としても高く評価されており、これまでも数多くの PCT セミナーで講師を務めています。2022 年には、法律事務所 Schwegman, Lundberg and Woessner との共催で全 15 回のウェビナーシリーズが配信されました。WIPO ウェブサイトの PCT ページにアーカイブ動画が保存されており、無料でダウンロードができます。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/external-training.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

その他の PCT 関連の録音資料は、以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

以下の出願人向け ePCT ビデオチュートリアルの更新版が利用可能になりました。

- Request access rights after filing

当ビデオは、出願後に ePCT から国際出願へのアクセス権を請求する方法についてステップバイステップで説明しています。以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html>

ウェビナーの新録音

仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、Amendments and Rectification of Obvious Mistakes (2022 年 10 月 18 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、国内段階への移行 (2022 年 10 月 6 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

韓国語のウェビナー

下記の韓国語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、International Search and Preliminary Examination (2022 年 12 月 13 日配信)
- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、Best practices for handling recording of changes (Rule 92bis) (2022 年 12 月 13 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- Filing an international application via ePCT (2022 年 9 月 26 日)
- PCT system: Who can file a PCT application; How to appoint an agent and who can act as an agent (2022 年 10 月 11 日)
- Entry into the National Phase (2022 年 11 月 10 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

WIPO Pay – WIPO オンライン決済プラットフォーム

Q: 最近になり PCT 出願を行う目的で ePCT システムを使い始めました。そして国際事務局には WIPO Pay と呼ばれるオンライン決済システムがあることを知りました。これは全ての PCT 出願に利用できるのでしょうか？また、どのような支払方法があるのか教えて下さい。

A: ePCT を利用して PCT 出願を行う場合、出願する受理官庁によって利用可能な支払方法が異なります。手数料は受理官庁に支払う必要があり、ePCT の手数料ページには各受理官庁が指定する優先支払方法がデフォルトで表示されていますが、多くの場合支払方法は変更することができます。

WIPO Pay プラットフォームは、国際事務局を受理官庁 (RO/IB) とする出願に限り利用可能です。ePCT 出願における RO/IB に対するデフォルトの支払方法は「オンライン決済」のみであり、出願後に手数料を支払う際に、WIPO Pay にて様々なオンライン決済オプションが選択可能です。

WIPO Pay を利用した RO/IB への手数料の支払方法

RO/IB に国際出願を行う際には、出願手続の最後に表示される支払ボタンをクリックするか、又は出願の確認メールに記載されている支払リンクをクリックすることで、手数料を即座に支払うオプションが

あります。また、出願後に利用可能な ePCT 専用の Online 決済アクションもあります。これらのオプションは全て WIPO Pay プラットフォームへ案内され、そでご利用を希望される以下のいずれかの実際の支払方法を選択します。

- WIPO 当座預金口座
- クレジット/デビットカード
- PayPal
- 銀行振込
- オンライン銀行決済 (SOFORT 決済)

各支払方法の詳細については、以下をご参照下さい。

<https://www3.wipo.int/epayweb/public/payment-methods.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO Pay プラットフォームを利用することで、WIPO への全ての支払を一か所で安全に閲覧し管理できるため、多くのメリットがあります。メリットの概要については、以下をご参照下さい。

<https://www3.wipo.int/epayweb/public/index.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

RO/IB になされた PCT 出願の出願手数料の他に、現在 WIPO Pay プラットフォームで支払可能な PCT 関連の手数料は、国際事務局に支払う補充国際調査の手数料に限られています。国際事務局は、補充国際調査の請求を処理する際に、書類 PCT/IB/375 に記載された電子メールアドレス宛に WIPO Pay のオンライン決済へご案内するリンクを送付します。

国際事務局へ支払うその他の手数料については、現在 WIPO Pay から支払うことはできません。

PCT 手数料と支払方法に関する全ての情報は、以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年3月号 | No. 03/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

2022 年の PCT 出願

2022 年の PCT 出願は、合計出願件数は 278,100 件に達し、年間の過去最多出願件数を記録し¹、2021 年比で 0.3% の増加となりました。中国が引き続き PCT の最大ユーザであり、70,015 件が出願され (2021 年比で 0.6% 増)、続いて米国が 59,056 件 (0.6% 減) で第 2 位となりました。日本 (50,345 件で 0.1% 増)、大韓民国 (22,012 件で 6.2% 増) そしてドイツ (17,530 件で 1.5% 増) が、2022 年もそれぞれ第 3 位、第 4 位と第 5 位を占めました。上位 10 か国における各国の合計出願件数と、全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1.	中国	70,015	25.1%
2.	米国	59,056	21.2%
3.	日本	50,345	18.1%
4.	大韓民国	22,012	7.9%
5.	ドイツ	17,530	6.3%
6.	フランス	7,764	2.8%
7.	英国	5,739	2.1%
8.	スイス	5,367	1.9%

¹ この合計と以下に続いて公表されている出願の数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局は、2022 年に国内官庁や広域官庁に出願された全ての PCT 出願は受理していないためです。出願の確定した数値は今年の後半に公表されます。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

9.	スウェーデン	4,471	1.6%
10.	オランダ	4,092	1.5%

上位 10 か国以下では、インド (2,618 件で 25.4%増) を含む特定の国で著しい成長を見せました。

全ての国の出願件数、並びに 2021 年の出願件数との比較に関する情報は、以下の WIPO プレスリリース PR/2023/899 のアネックス 1 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2023/article_0002.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

最上位 PCT 出願人は、6 年連続で中国の通信会社ファーウェイ・テクノロジーズとなり、2022 年は 7,689 件の出願が公開されました。その後に大韓民国のサムスン電子 (4,387 件)、米国のクアルコム (3,855 件)、日本の三菱電機 (2,320 件) そしてスウェーデンのエリクソン (2,158 件) が続きました。上位 10 出願人のうち、サムスン電子が 2022 年の公開出願件数において最も顕著な増加 (44.3%増) を記録したことで、2021 年の第 3 位から 2022 年では第 2 位へ上昇しました。次に日本電信電話株式会社 (24.9%増) が続き、2021 年の第 12 位から 2022 年では他社と並んで第 7 位となりました。

上位 10 出願人と 2022 年に公開された PCT 出願件数を以下に列挙します。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	7,689
2.	サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	4,387
3.	クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,855
4.	三菱電機 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,320
5.	エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ)) (スウェーデン)	2,158
6.	OPPO モバイル (Guangdong OPPO Mobile Telecommunications Corp., Ltd) (中国)	1,963
7.	日本電信電話株式会社 (Nippon Telegraph and Telephone Corporation) (日本)	1,884
7.	BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,884
9.	LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	1,793
10.	パナソニック IP マネジメント (Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd.) (日本)	1,776

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリースのアネックス 2 に公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以来 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、2022 年には 552 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、米国から 5 大学、中国から 3 大学、そして大韓民国の 2 大学が占めています。教育機関による PCT 出願について、詳しくはプレスリリースのアネックス 3 をご参照下さい。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、再びコンピュータ技術が 2022 年に公開された PCT 出願件数の最大シェア (全体の 10.4%) を占めました。次にデジタルコミュニケーション (9.4%)、電子機器 (7.1%)、医療技術 (7%)、そして計測 (4.6%) が続きました。2022 年では上位 10 の技術分野のうち 8 分野で増加を記録し、デジタルコミュニケーション (8.7%増) とコンピュータ技術 (8.1%増) が急成長を見せ、続いて半導体 (6.8%増)、バイオテクノロジー (6.7%増)、そして電子機器 (6.1%増) となりました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリースのアネックス 4 をご参照下さい。

2022 年の出願件数の確定数値の公表 (2023 年 PCT 年次報告による) は、今年後半の PCT ニュースレターでお知らせいたします。

PCT アップデート

CR: コスタリカ (電子メールアドレス)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

2023 年 4 月 1 日から、受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に支払う以下の手数料が変更になります。

送付手数料..... 145 ユーロ

優先権書類の手数料..... 115 ユーロ

優先権の回復請求手数料..... 720 ユーロ

同じく 2023 年 4 月 1 日から、指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う以下の手数料の料金も変更になります (その他の表示されていない手数料については変更ありません)。

出願手数料:

- オンライン出願..... 135 ユーロ

- オンライン出願以外の出願..... 285 ユーロ

35 枚を超える 36 枚目及び

それ以降の 1 ページあたりの追加手数料..... 17 ユーロ

一つ以上の EPO 指定締約国の指定手数料..... 660 ユーロ

クレームの手数料:

- 請求項 16 及びそれに続く

請求項 50 までの 1 請求項あたり..... 265 ユーロ

- 請求項 51 及びそれに続く 1 請求項あたり..... 660 ユーロ

調査手数料:

- 2005 年 7 月 1 日前になされた (国際) 出願..... 1,000 ユーロ

- 2005 年 7 月 1 日以後になされた (国際) 出願..... 1,460 ユーロ

追加処理の手数料:

– 手数料の遅延納付の場合.....	[変更なし]
– その他の場合.....	290 ユーロ
配列リストの遅延提出手数料.....	255 ユーロ
審査手数料:	
– 2005 年 7 月 1 日前になされた (国際) 出願.....	2,055 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた (国際) 出願であって補欧州調査報告 が作成されていないもの.....	2,055 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた 他の全ての (国際) 出願.....	1,840 ユーロ
3 年次の更新手数料.....	530 ユーロ

また、以下の状況で支払う調査手数料の減額も変更になります (その他の表示されていない手数料については変更ありません)。

国際調査報告又は補充国際調査報告が、オーストリア特許庁、若しくは Protocol on Centralization に基づくフィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 若しくはヴィシエグラード特許機構により作成された国際出願については、調査手数料が 1,245 ユーロ減額となります。

国際調査、補充国際調査及び国際予備審査に関する所定手数料の変更は、以下の EPO の公示に掲載されています。

EPO に支払う手数料に関して 2023 年 4 月 1 日に発効する変更の詳細については、2022 年 12 月 14 日及び 2023 年 1 月 17 日付の EPO 管理理事会の決定をそれぞれご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2023/01/a2.html>

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2023/01/a3.html>

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP) 及び国内編 概要 (EP) が更新されました)

HU: ハンガリー (手数料)

IQ: イラク (手数料)

JP: 日本国 (優先権の回復請求を行う時に適用される基準)

受理官庁及び指定 (又は選択) 官庁としての日本国特許庁 (JPO) は、PCT 規則 26 の 2.3(i) 及び 49 の 3.2(g) に基づき、2023 年 4 月 1 日から、優先期間が当該日以後に満了する国際出願について、優先権の回復請求に関し「相当な注意」の基準に代わって、「故意ではない」基準を適用する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) 及び国内編 概要 (JP) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、エジプト特許庁、ユーラシア特許機構 (EAPO)、欧州特許庁、フィリピン知的所有権庁、韓国知的所有権庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、米国特許商標庁)

2023 年 4 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	米国ドル
ユーラシア特許機構 (EAPO).....	スイスフラン
エジプト特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
韓国知的所有権庁.....	スイスフラン、ユーロ
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	スイスフラン
米国特許商標庁 (USPTO).....	スイスフラン、ユーロ、ニュージーランドドル、南アフリカランド

また、2023 年 4 月 1 日から、国際調査機関 (ISA) として欧州特許庁 (EPO) に支払う以下の手数料の料金も変更になります。

異議申立手数料.....	980 ユーロ
検査手数料.....	980 ユーロ
後払手数料.....	255 ユーロ

2023 年 4 月 7 日から、ISA としてのフィリピン知的所有権庁に米国ドルで支払う以下の手数料の料金が変更になります (括弧付きの料金は「小規模事業者」による出願に適用されます)。

調査手数料.....	600 米国ドル (200)
追加調査手数料.....	600 米国ドル (300)
異議申立手数料.....	400 米国ドル (200)
後払手数料.....	200 米国ドル (100)
国際出願の一件書類に含まれる 書類の写しの手数料.....	20 米国ドル (10)

上述した料金は手数料表 I(b) に表示されています。

さらに、手数料表 I(b) に表示されている通り、同じく 2023 年 4 月 7 日から、フィリピン知的所有権庁が実施する国際調査について、スイスフランとユーロで支払う換算額も変更になります。

また、手数料表 I(b) に表示されている通り、2023 年 5 月 1 日から、オーストリア特許庁と EPO が実施する国際調査について、南アフリカランドで支払う換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、EA、EG、EP、KR、PH、RU 及び US) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

手数料表 I(c) に表示されている通り、2023 年 4 月 1 日から、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金に変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (欧州特許庁、フィリピン知的所有権庁)

国際予備審査機関 (IPEA) としての EPO に支払う以下の手数料の料金が、2023 年 4 月 1 日から変更になります。

予備審査手数料.....	1,840 ユーロ
追加予備審査手数料.....	1,840 ユーロ
異議申立手数料.....	980 ユーロ
後払手数料.....	255 ユーロ

2023 年 4 月 7 日から、IPEA としてのフィリピン知的所有権庁に米国ドルで支払う以下の手数料の料金に変更になります (括弧付きの料金は「小規模事業者」による出願に適用されます)。

予備審査手数料.....	300 米国ドル (150)
追加予備審査手数料.....	400 米国ドル (200)
異議申立手数料.....	400 米国ドル (200)
後払手数料.....	200 米国ドル (100)
国際予備審査報告で引用される 書類の写しの手数料.....	20 米国ドル (10)

(PCT 出願人の手引 附属書 E (EP 及び PH) が更新されました)

PCT 関連資料の最新/更新情報

ウェビナーの新録音

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- “Everything you need to know about ePCT” ウェビナーシリーズから、What’s New for Applicants in ePCT (2023 年 2 月 21 日及び 23 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

新たな日本語版 PCT リソースが利用開始

多くの日本語ユーザの皆様からのご要望にお応えして、新しく二つの日本語版 PCT リソースが日本語版 PCT ウェブサイトにてご利用いただけるようになりました。

PCT 実施細則 2022 年 7 月 1 日発効版の日本語仮訳は、リーガルテキストページにて英語の HTML 版と共に PDF 版でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>

また、日本語版 PCT ニュースレターの実務アドバイス検索機能もこの度利用開始されました。当該検索機能は英語版と同様です。ユーザがキーワードを入力するとそのキーワードが含まれる実務アドバイスが検索できます。本ツールは PCT ニュースレターページ右側にある「リンク」からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical_advice/search.jsp

ePCT ウェビナーシリーズの録音と使用された資料

Carl Oppedahl 氏 (PCT コンサルタント) により先日配信された第 1 回ウェビナーの録音とウェビナーで使用された資料は、以下のリンクからご利用いただけます。

- Webinar 1: “Intro to ePCT, why ePCT is important, getting a user ID and password, setting up 2FA”:
 - 録音: <https://www.oplf.com/2023-epct/webinar-1.mp4>
 - プレゼンテーション資料: <https://www.oplf.com/2023-epct/20230229-handout.pdf>
- Webinar 2: “Why attorneys need to learn about ePCT, and why you cannot simply delegate things to support staff”:
 - プレゼンテーション資料: <https://www.oplf.com/2023-epct/20230308-handout.pdf>

上記のウェビナーは全 16 回の最初の 2 回です。今後開催される 14 回の ePCT ウェビナーの詳細と登録については、以下をご参照下さい。

https://blog.oppedahl.com/?page_id=8978

欧州特許庁 – 改訂 PCT-EPO ガイドライン

欧州特許庁 (EPO) は、Guidelines for Search and Examination at the EPO as PCT Authority (PCT 機関としての EPO 調査及び審査ガイドライン) (PCT-EPO Guidelines) が、2023 年 3 月 1 日付で改訂された旨を公表しました。当ガイドラインは、ISA 及び IPEA としての EPO になされる国際出願の取扱いに関して様々な側面で従うべき実務や手続について説明しています。

今回の改訂は当ガイドライン全体にわたるものです。主要な変更点は Part A の増幅で、代表者に関する新しい Chapter VIII が含まれ、あらゆる手続に適用される情報が収録されています。その他の変更点は、旧版テキストの改善、又は情報の更新を目的としています。

詳細は、以下の EPO の公示をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2023/01/a7/2023-a7.pdf>

改訂 PCT-EPO ガイドラインは、2023 年 3 月版の全文として発行され、2022 年 3 月版に優先します。なお、改訂版は、英語、仏語及び独語で利用可能です。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html>

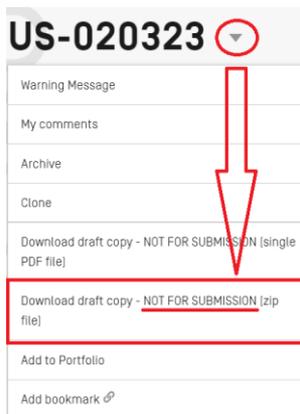
実務アドバイス

ePCT 経由で国際出願を行う際のアクセス権の自動割当

Q: ePCT に含まれる多くの有用な検証機能を活用するため、先日初めて ePCT を利用し、受理官庁 (RO/US) としての米国特許商標庁に対する PCT 出願提出用の ZIP ファイルを作成しました。ePCT から zip ファイルをダウンロードし、RO/US の Patent Center へアップロードできましたが、記録原本の受理を確認する旨の国際事務局 (IB) からの通知 PCT/IB/301 を受領した後に、ePCT での当該出願へのアクセス権を持っていないことに気づきました。当方の理解では、ePCT で作成した zip ファイルをアップロードすることで、受理官庁が記録原本を IB に送付した後、アクセス権が自動的に与えられるものだと考えていました。なぜ当方のケースではアクセス権が自動的に割り当てられなかったのでしょうか？

A: この事例では、受理官庁 (RO) に対しドラフト版の zip ファイルを提出したように見受けられます。ご注意いただきたいのは、ePCT で出願のドラフトを作成し、RO/US に対する提出用の zip ファイルをダウンロードする準備ができた際は (RO/CA と RO/IL についても同様の手順が適用されます)、ePCT 出願では二種類のダウンロード機能を区別することが重要な点です。

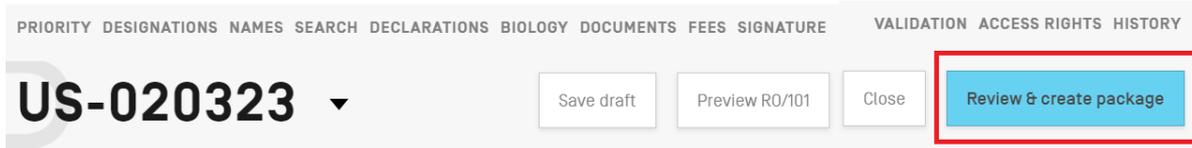
まず、zip ファイルを確定する前に、ドラフトコピーのダウンロードが可能であり、例えば、レビュー用に ePCT を利用していない同僚にそのコピーを送信することができます。送信するには、以下の 'Download draft copy - NOT FOR SUBMISSION [zip file]' と表示されている機能をご利用下さい。



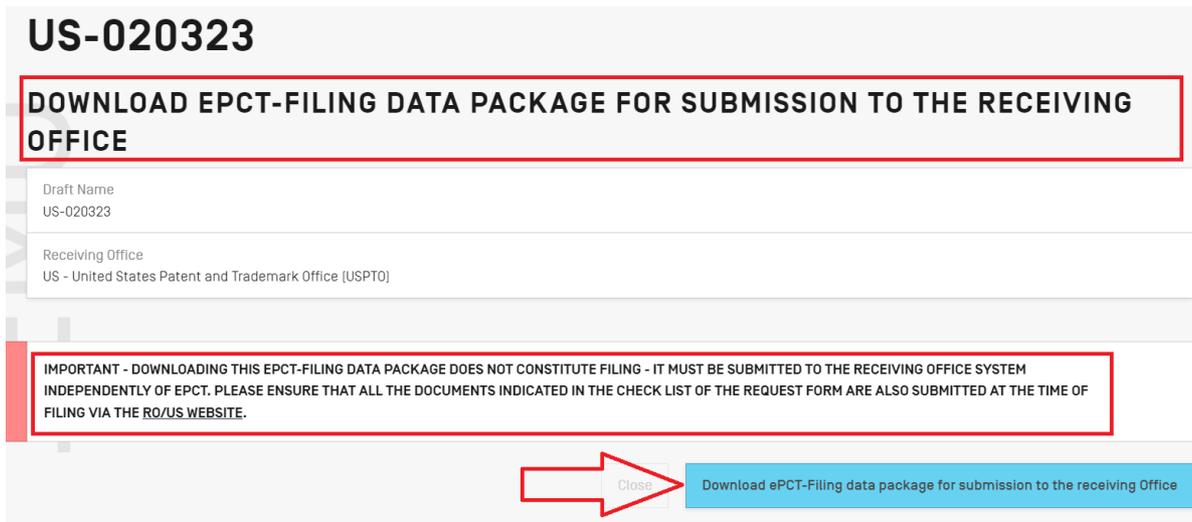
ここで重要な点は、RO に対してはドラフト zip ファイルを提出しないことです。それはドラフトには、必要なメタデータ全てを網羅した ePCT の書誌データ一式が完全に含まれているわけではないためです。zip ファイルに必要なメタデータ全てが含まれていれば、RO が記録原本を IB に送付した後、ePCT にて出願へのアクセス権が自動的に与えられます。

IB が RO から zip ファイルを受領する際にアクセス権が自動的に割り当てられるよう、完全な書誌データの zip ファイルを作成し、ダウンロードするには、以下のスクリーンショットに表示されている 'Review & create package' の手順に従って下さい。

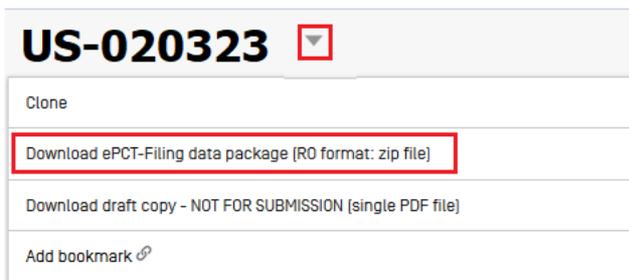
- まず、データ一式を作成する手順に従います。



- データー一式が準備できたら、受理官庁への提出用にダウンロードして下さい。



重要: zip ファイルをダウンロードする際は、受理官庁に提出するために必ず簡単に取り込める場所に保存して下さい。zip ファイルが見つからない場合は、再度ダウンロードして下さい。そうして出願をワークベンチから再度開くと、zip ファイルのドラフトコピーをダウンロードするリンクは、RO が要求する形式の zip ファイルをダウンロードするリンクに置き換えられていることに気づかれるはずです。



注意: 検証結果は受理官庁での現在の日付を基準に計算されるため、提出用のデータ一式が入った zip ファイルをダウンロードした後、有効な ePCT の検証結果を確保するため、できる限り速やかに受理官庁のシステムにアップロードすることが重要です。

この実務アドバイスの事例では、アクセス権の自動割当に必要なデータを含まないドラフト zip ファイルを RO/US にアップロードしたように見受けられますので、これから ePCT での出願へのアクセス権を請求する必要があります。短編ビデオチュートリアルなど、アクセス権を請求するプロセスの概要は、以下のサイトからご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1637>

ePCT でのアクセス権の割当や管理について、詳しくは PCT ニュースレターの以下の号に掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい。

2016 年 6 月号: ePCT を利用した PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請: 国際出願へのアクセスが停止される場合、及びどのアクセスがどの程度遮断されるのか

2015 年 11 月号: ePCT-Filing (ePCT 出願) を利用して国際出願を提出する際の代理人による出願人への eViewer アクセス権の付与

2012 年 4 月号: 代理人の変更がある場合の ePCT でのアクセス権の変更

2022 年 12 月号: ePCT で元職員のアクセス権を削除し、新しい担当者にアクセス権を割り当てる方法

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年4月号 | No. 04/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

2023年4月26日 世界知的財産の日 – リマインダ

PCT ニュースレター 2023年1月号でお知らせした通り、世界知的財産の日 (World IP Day) が2023年4月26日に開催されます。今年のテーマは、「女性と知財: イノベーションと創造性を加速する力」とし、先駆者として活躍する世界中の女性の活動を称え、より多くの女性が知的財産制度に関わることの重要性について認識を高める機会です。

世界知的財産の日に関する記念イベントを開催ご予定の場合は、専用ページにて詳細をご登録下さい。

https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2023/events_calendar.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、「世界知的財産の日」特設ギャラリーに是非ご自身の紹介内容をご記入いただくか、同僚の方やご友人を推薦して下さい。

<https://www.wipo.int/web/ipday/wipd-2023-gallery>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

今年の「世界知的財産の日」動画コンテストの受賞作品を決めるオンライン公開投票にも是非ご協力下さい。

<https://wipd-2023-video-competition.wipo.int/entry/vote/WvqdEXny>

公開スケジュールの変更

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

2023 年 5 月 19 日の公開

2023 年 5 月 18 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2023 年 5 月 19 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2023 年 5 月 2 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

欧州特許庁と公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) が PCT-PPH プログラムを公式化

欧州特許庁 (EPO) と公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) (INDECOPI) 間による二方向 PCT-PPH 試行プログラムは、2020 年 1 月 1 日から 2023 年 1 月 1 日まで実施され、2023 年 1 月 2 日から無期限で延長されました。

本試行プログラムは、国際調査機関又は国際予備審査機関としての資格において EPO が作成する、国際調査機関の肯定的な見解書又は肯定的な国際予備審査報告を得た PCT 出願に基づき、INDECOPI に対する国内段階での早期審査が利用可能になります。本試行プログラムは、国内成果物に基づいた早期審査も利用可能です。

詳細は以下をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/12/a116.html>

国際出願の電子出願と処理

国家知的所有権庁 (クロアチア)

国家知的所有権庁 (クロアチア) は、2023 年 1 月 1 日から EPO オンライン出願ソフトを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、当該日以降、受理官庁としての国家知的所有権庁 (クロアチア) に対して出願する出願人が利用可能な電子出願方法は、ePCT 出願のみとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (HR) が更新されました)

ノルウェー工業所有権庁

ノルウェー工業所有権庁 は、2023 年 6 月 15 日から EPO オンライン出願ソフトを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、当該日以降、受理官庁としてのノルウェー工業所有権庁に対して出願する出願人が利用可能な電子出願方法は、ePCT 出願のみとなります。

さらに、当該官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

上記の該当する変更は、2023 年 3 月 23 日付と 4 月 6 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/docs/official_notices/officialnotices.pdf

(PCT 出願人の手引 附属書 C (NO) が更新されました)

PCT アップデート

DO: ドミニカ共和国 (手数料)
EE: エストニア (所在地とあて名)
GT: グアテマラ (微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)
HR: クロアチア (手数料、電子形式による国際出願)
HU: ハンガリー (FAX 番号)
IQ: イラク (国内段階移行の要件の概要)
IT: イタリア (国内段階移行の特別な要件)
LK: スリランカ (手数料)
LT: リトアニア (電子メールアドレス)
MG: マダガスカル (電話番号)
MT: マルタ (官庁の名称)
MU: モーリシャス (一般情報)
MX: メキシコ (手数料)
MY: マレーシア (所在地とあて名、電話番号、FAX 番号)
PL: ポーランド (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
RU: ロシア連邦 (電子メールアドレス)
SA: サウジアラビア (電話番号)
ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2023 年 5 月 1 日から、オーストラリア特許庁が実施する国際調査について、南アフリカランドで支払う換算額が変更になります。そして、2023 年 6 月 1 日から、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する国際調査について、スイスフランとユーロで支払う換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU 及び RU) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2023 年 6 月 1 日から、Rospatent が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金に変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

取扱手数料 (イスラエル特許庁)

国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁に対してイスラエルシェケルで支払う取扱手数料の新しい換算額が 2023 年 5 月 1 日から設定されます。新料金は 769 イスラエルシェケルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (IL) が更新されました)

WIPO Fee Transfer Service (手数料移転サービス)

2020 年 7 月 1 日から、全ての受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関又は国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に “participating Office” (参加庁) として参加することができます。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から別の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局を介して移転されます (詳細は、https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

国際事務局 (IB) は、参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2023 年 4 月 13 日付の公示 (PCT 公報) (91 ページから) に掲載しました。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 関連資料の最新/更新情報

ePCT ウェビナーシリーズの録音と資料

PCT コンサルタント Carl Oppedahl が講演する全 16 回にわたるウェビナーシリーズの最初の 6 回分の録音が、ウェビナーで使用された資料と併せてご利用いただけます。

https://blog.oppedahl.com/?page_id=8978

近日配信予定のウェビナーの内容や登録については、PCT セミナーカレンダーをご参照下さい。

メディアで読む PCT 関連情報

WIPO マガジンから、以下の記事のリンクが PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” ページに追加されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html>

Together We Can: Approaches to Empowering Women in IP

「女性と知財: イノベーションと創造性を加速する力」をテーマとした 2023 世界知的財産の日を記念して、WIPO 特許・技術部門の Aikaterini Kanellia と Lisa Jorgenson による執筆記事 “Together We Can: Approaches to Empowering Women in IP” が WIPO マガジンに掲載されました。記事では、次のように強調しています:

「WIPO の特許協力条約 (PCT) を利用して行われた特許出願のうち、女性による出願はわずか 16% であり、無数の優秀な頭脳とそのアイデアが未開拓のままになっています。WIPO は、現状

の割合では PCT に登録される発明者のジェンダーパリティは、2064 年まで達成されないと推定しています。」

著者は、女性イノベーターの潜在能力を引き出し、知財とイノベーションエコシステムを強化し、経済成長の促進力となるよう、女性イノベーターが可能性を発揮できる機会を提供し、支援する行動を今すぐ起こすよう呼びかけています。

記事全文は以下のリンクからご一読下さい。

https://www.wipo.int/wipo_magazine_digital/en/2023/article_0005.html

WIPO マガジンは以下のサイトに掲載されています。

https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

実務アドバイス

国際出願を行う際の最小限の要件

Q: 早急に提出すべき国際出願があります。PCT 出願を行う際の最小限の要件はどのようなもので、後日提出できるものは何でしょうか？ また、選択肢がある場合、推奨される出願方法を教えてください。

A: 出願人の皆様には、国際出願は電子的に行うよう強くお勧めします。それは、個々の PCT 受理官庁が認める様々なタイプの電子出願ソフトを使用すると、国際出願日の認定に必要な必須データや書類の提供について案内してくれるためです。

特に WIPO が提供する ePCT システムは、ePCT 出願と呼ばれるオンライン出願機能を搭載し、ウェブベースの出願用に分かりやすく使いやすいインターフェースを提供しており、出願が行われる前に最小限の要件全てが充足されているかを確認します。国際事務局の受理官庁 (RO/IB) や他の多くの受理官庁 (ROs) が ePCT 経由で提出される国際出願を受理しています。ePCT 出願は、国際事務局 (IB) のデータベースに保存されているデータと照合してリアルタイムで検証するため、参照データと検証に関するオンラインメッセージは常に最新のものとなります。方式的な誤りは大抵の場合検出され、出願が RO に提出される前に修正が可能となります。コンピュータに最新版のソフトがインストールされているかどうかの心配は不要であり、必要なのは高度な認証方法による WIPO アカウントの設定のみです。

また、ePCT を利用して国際出願を行った後、出願が提出された RO が ePCT を利用した中間書類のアップロードを認める官庁であれば、出願時に含まれなかった書類、例えば明細書、請求の範囲や図面など国際出願日の認定に影響する書類を追加する目的で、RO の時間帯の午前零時までに「同日付け補充」を行うことが可能です。

PCT 出願の提出方法にかかわらず、出願が受理される前に、RO は PCT 第 11 条の規定に従い以下の要件が満たされていることを条件として、国際出願日を国際出願の受理日として認めます:

- (i) 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする資格を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと。
- (ii) 国際出願が所定の言語で作成されていること。そして

(iii) 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること。

- (a) 国際出願をする意思の表示
- (b) 少なくとも一の締約国の指定
- (c) 出願人の氏名又は名称の所定の表示
- (d) 明細書であると外見上認められる部分、そして
- (e) 請求の範囲であると外見上認められる部分

電子出願ソフトを使用して国際出願を行う場合、ほとんどの電子出願ソフトは、上記いずれかの要件が満たされていない場合は出願を行うことができないため、上記いずれの要件も省略できない点にご注意下さい。電子出願を行っていない場合であっても、出願時に上記の情報のいずれかが欠落していたり欠陥がある場合には、RO は必要な補充を提出するよう出願人に求めます。出願人がこの求めに応じると、RO は必要な補充を受領した日を国際出願日として認定します。

出願人が上記の要件を全て満たすと、国際出願日が認定されます。国際出願日の認定とは PCT 出願が、工業所有権の保護に関するパリ条約にいう (PCT 第 11 条(4) 参照)、当該日に各指定国においてなされる正規の国内出願の効果を有することを意味します。

RO は国際出願日の認定後、第 14 条に基づく欠陥に関して国際出願を点検します：

- (i) 規則の定めるところによる署名がないこと。
- (ii) 出願人に関する所定の記載がないこと。
- (iii) 発明の名称の記載がないこと。
- (iv) 要約が含まれていないこと。
- (v) 所定の様式上の要件が規則に定める程度にまで満たされていないこと。

ここでも RO が上記いずれかの欠陥を発見した場合には、国際出願を所定の期間内に補充するよう出願人に求めます。署名、出願人に関する情報、発明の名称や要約は全て、国際出願を最初に提出した後に様式上の要件の補充として提供することが可能です。また、国際出願に参照されている図面が出願に含まれていない場合にも、RO はその旨を出願人に通知する点にもご注意ください。図面を所定の期間内に提出すれば、国際出願日は RO が図面を受領した日に修正されます (出願人はまだこの時点で、新しい国際出願日を受け入れるか、元の国際出願日を維持するため後日提出した図面を考慮に入れないよう請求するかを決定する機会があります)。その他の理由により国際出願を完成させる場合にも同様の手続が適用されます。

上記の要件は、PCT 条約及び規則に規定されており、一度要件が満たされると、全ての指定官庁は国内段階の目的においても、国際出願を当該官庁の様式として認めるものとします。これにより、出願人は保護を求める多くの国で多様で異なる方式要件に準拠する必要がなくなります。

出願後でも、PCT 規則 26 の 2.1(a) に規定する期間内に請求が行われれば、出願時に含まれていなかった優先権主張の追加を請求することができます。PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てについても、国際出願を行った後に提出が可能です。

詳細については、下記の PCT ニュースレターに掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい:

- 2007 年 5 月号: 国際出願の欠落要素及び欠落部分の後の提出
- 2007 年 12 月号: 国際出願の要約の後からの提出
- 2014 年 3 月号: 国際出願の提出後に PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを提出する
- 2014 年 12 月号: 国際出願における欠落部分の引用による補充の確認を満たす条件
- 2015 年 7-8 月号: 欠落部分の補充に関する受理官庁の異なる手続
- 2019 年 2 月号: 欠落している優先権主張の追加を請求する

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年5月号 | No. 05/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際事務局に対する手数料の新しいオンライン決済方法

WIPO Pay プラットフォームでは、受理官庁である国際事務局 (RO/IB) への出願手数料の支払に、新たなオンライン決済方法を追加しました。

Apple Pay、Google Pay や Samsung Pay のアカウントを持っている出願人の皆様は、'eWallet' をご利用いただけるようになりました。

補充国際調査の請求を希望する出願人の皆様は、国際事務局 (IB) にスイスフラン (CHF) で支払う、補充調査手数料と補充調査取扱手数料のオンライン決済にもこの新しい方法がご利用いただけます。IB に対する他の手数料については、WIPO Pay での支払はできません。

WIPO に対する PCT 手数料の支払に関する詳細は、以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ISA 及び IPEA の取決めの最新/更新情報

中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)

中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) と WIPO 国際事務局間の取決めの改訂版が、2023年5月1日に発効しました。当該取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関である中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) の役割に関するもので、英語と仏語の PDF 形式で、それぞれ以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/agreements/ag-cn-2023.pdf>

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/docs/agreements/ag-cn-2023.pdf>

取決めの附属書 A が、ISA/IPEA として行動する国の一覧にサウジアラビアを含み修正されました。詳細は、以下の「PCT アップデート」 - SA サウジアラビアをご参照下さい。

国際出願の電子出願と処理

新しい Web ベースの EPO Contingency Upload Service (緊急用アップロードサービス)

欧州特許庁 (EPO) は、2023 年 7 月 1 日以降、新しい Web ベースの EPO Contingency Upload Service が利用可能となる旨を国際事務局に通知しました。出願人の皆様には、EPO に対して緊急に書類の提出が必要な場合や、EPO オンラインシステムが利用できない場合、又は EPO オンライン出願システムにまだ不慣れな場合には、このサービスのご利用をお勧めします。

当該サービスに関する情報は、近日 EPO のウェブサイトに掲載される予定です。

電子形式による国際出願に関する EPO の要件や運用を記載する通知は随時更新されており、2023 年 5 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

なお、EPO では以下の出願方法が引き続きご利用いただけます。

- オンライン出願 2.0
- オンライン出願
- ePCT 出願 (WIPO IP Portal) 及び
- 別途通知があるまでは、Web フォーム出願サービスも利用可能

出願人の皆様には、EPO Contingency Upload Service よりは可能な限り、オンライン出願 2.0 又は ePCT 出願 (WIPO IP Portal) (<https://pct.wipo.int/ePCT>) のご利用を強くお勧めします。該当する場合、特に書誌情報の事前入力やシステムに搭載されている多くの手続検証機能を利用可能なメリットがあるためです。これらの機能により、提出された書類の迅速でより正確な処理が可能となります。

受理官庁が電子出願に関する通知を更新

以下の官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

- PH フィリピン知的所有権庁
- TT 法務省司法長官局知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ)

該当する変更は、法務省司法長官局知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ) については、2023 年 5 月 4 日付、フィリピン知的所有権庁については、同年 5 月 11 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/docs/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日に発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- PH フィリピン知的所有権庁: 英語又はフィリピン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及びフィリピン語の両言語でも提出することを許可しています。
- TT トリニダード・トバゴ: 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (PH) 及び (TT) が更新されました)

PCT アップデート

AU: オーストラリア (手数料)

BY: ベラルーシ (FAX 番号)

CA: カナダ (手数料)

CV: カーボベルデ (手数料)

EP: 欧州特許機構 (手数料)

受理官庁である欧州特許庁に支払う、優先権書類の作成と送付を国際事務局に請求する手数料の料金が、2023 年 4 月 1 日から、以下の通り変更となりました。

優先権書類に関する手数料…………… 115 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP) が更新されました)

KN: セントクリストファー・ネイビス (所在地とあて名、電子メールアドレス)

MY: マレーシア (手数料)

NO: ノルウェー (手数料)

RS: セルビア (国際公開後の仮保護、手数料)

SA: サウジアラビア (管轄国際調査及び国際予備審査機関)

SE: スウェーデン (手数料)

調査手数料 (一部の官庁)

2023 年 6 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

カナダ知的所有権庁…………… スイスフラン

ユーラシア特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
欧州特許庁.....	ノルウェークローネ
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	米国ドル
韓国知的所有権庁.....	スイスフラン
スウェーデン知的所有権庁 (PRV).....	ノルウェークローネ
北欧特許機構.....	ノルウェークローネ

2023 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	ユーロ
オーストリア特許庁.....	韓国ウォン
シンガポール知的所有権庁.....	韓国ウォン
イスラエル特許庁.....	ユーロ
韓国知的所有権庁.....	ユーロ、シンガポールドル
国立工業所有権機関(ブラジル).....	米国ドル

上述した料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT)、(AU)、(BR)、(CA)、(EA)、(EP)、(IL)、(KR)、(RU)、(SE)、(SG) 及び (XN) が更新されました)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、韓国知的所有権庁)

2023 年 6 月 1 日から、国際予備審査機関である、オーストラリア特許庁にオーストラリアドル、カナダ知的所有権庁にカナダドル、韓国知的所有権庁に韓国ウォンで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は、それぞれ 338 オーストラリアドル、294 カナダドルと 286,000 韓国ウォンです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (AU)、(CA) 及び (KR) が更新されました)

新しい WIPO 関連資料

Patent Landscape Report: 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連のワクチンと治療法

最新の WIPO Landscape Report によると、世界中のイノベーターが新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックに対応すべく数千件の新技術の特許出願を行っており、想定される製品の大半は、感染患者の治療に関するものであると指摘しています。

全体として、2020 年 1 月から 2022 年 9 月の間に申請された 7,758 件の特許出願は、中国、米国、韓国、ドイツと英国を主な出願元とするものでした。

詳細については、プレスリリース PR/2023/900 をご参照下さい:

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2023/article_0003.html

本レポートの背景として、WIPO は、開発アジェンダプロジェクト “Developing Tools for Access to Patent Information” (特許情報へのアクセスツールの開発) の下、公衆衛生、食糧安全保障、気候変動や環境など、途上国や後発開発途上国が特に関心のある分野の Patent Landscape Reports を作成する使命を担っています。本レポートの詳細については、以下をご利用下さい。

https://www.wipo.int/patentscope/en/programs/patent_landscapes/

PCT 関連資料の最新/更新情報

ウェビナーの新録音

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- “Introduction to the Intellectual Property and the PCT System” (2023 年 4 月 20 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

ePCT ウェビナーシリーズの録音と資料 – リマインダ

PCT ニュースレター – 2023 年 2 月号、3 月号と 4 月号で掲載した PCT コンサルタント Carl Oppedahl が引き続き講演する ePCT ウェビナーについてのお知らせの追加です。追加のウェビナーの録音と使用された資料がご利用いただけます。

https://blog.oppedahl.com/?page_id=8978

近日配信予定のウェビナーの内容や登録については、PCT セミナーカレンダーをご参照下さい。

PCT サクセスストーリー

RES GigaTube – 垂直軸型風力タービンの新しい構造及び電気システム

PCT ウェブサイトの「PCT サクセスストーリー」ページでは、PCT ユーザの皆さんの発明を保護するために PCT がどのように役立ったかについての成功談を引き続き募集しています。(すでに国際公開済みの PCT 出願であることが条件となりますが) 投稿されたサクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介していく予定です。

最新のストーリーでは、個人の発明者が垂直軸型風力タービンの新しい構造及び電気システムの特許保護を求める際に、PCT がどのように役立ったのかを紹介しています。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2023/news_0013.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ストーリーで紹介されている発明の詳細については、該当する PCT 出願の国際公開へのリンクが提供されていますのでご利用下さい。また、PCT サクセスストーリーの特設ページでは、ストーリーの投稿に必要なフォームも掲載されており、PCT 全 10 言語で提供されています。

https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

実務アドバイス

国際段階での明白な誤記の訂正

Q: 数か月前に提出した PCT 出願の明細書に、「water」という単語が誤って「wafer」と表記されたタイプミスに気づきました。国際公開前にこの誤りを訂正できるのでしょうか？訂正が可能であれば、訂正のための請求はどの機関に提出すればよいのでしょうか？

A: PCT 規則 91 に基づく誤記の訂正を請求することができます。当該規則は、「国際出願又は出願人が提出した他の書類中の明白な誤記は、当該出願人が請求する場合は、第 91 規則に従って訂正することができる」と規定しています。ただし、訂正のための請求は優先日から 26 か月以内に提出しなければならないこと (PCT 規則 91.2)、また、一定の基準を満たす必要のあることにご注意下さい。

出願のどの部分に誤記があるかによって、明白な誤記の訂正の請求を提出すべき機関は異なります。

願書における誤記について (PCT 様式 RO/101)	受理官庁
明細書、請求の範囲若しくは図面における誤記について (ただし、権限のある機関が国際予備審査機関である場合を除く)	国際調査機関
明細書、請求の範囲若しくは図面における誤記、又は第 19 条若しくは第 34 条に基づく補正における誤記で、国際予備審査の請求がなされ、取下げはされておらず、且つ国際予備審査の開始日が経過した場合	国際予備審査機関
上記以外の書類における誤記について	書類が提出された機関

この事例では明細書に誤記があるため、訂正のための請求は国際調査機関に提出する必要があります。

権限のある機関は、PCT 規則 91.1(f) に基づく規定の適用上の日 (国際出願日、若しくは提出された国際出願以外の書類における誤記の場合には、当該書類が提出された日) において、当該権限のある機関にとって以下の基準が満たされることが明らかであった場合のみ、誤記の訂正を許可します。

- 関連する書類に現れるもの以外の何かが意図されていること、及び
- 提出された訂正以外何も意図されていなかったこと (PCT 規則 91.1)

言語的誤り、文法的誤り若しくはスペルミスのような誤りは、開示の意味を変えない限り、訂正を請求することができます。例えば、化学式や数式の誤記については、正しい式が一般常識である場合や、出願の他の箇所で使用されている場合でない限り、通常訂正はできません。

大抵の場合、最初の基準は 2 番目の基準よりも満たすことが容易です。例えば、「1+2=3」であるべきところを、明細書では「1+2=5」という式が記載されていた場合です。たとえ出願人が、それは誤記であり「1+2=5」以外のものが意図されていたことを権限のある機関に説得できたとしても、それではまだ十分ではなく「1+2=3」以外のものが意図されていなかったことを示す必要があります。つまり、「3+2 =5」、「1+4=5」若しくは他の可能性が意図されていなかったことが明らかである必要があります。

図面が不鮮明で判読できないような例もあるかもしれません。たとえ出願人が、図面がミスのため不鮮明であったことを示すことができたとしても、新しく提出された鮮明な図面以外のものが意図されていなかったことを権限のある機関に説得させることは非常に困難でしょう。

なお、明細書、請求の範囲若しくは図面の誤記について、訂正に関する権限のある機関の決定は、当該明細書、請求の範囲と図面に基づいてのみ行われるため (PCT 規則 91.1(d))、優先権書類の情報は考慮されません。ただし、願書における誤記の場合には、権限のある機関は受理官庁であり、当該機関は利用可能な国際出願に関する優先権書類を考慮するものとします (PCT 規則 91.1(e))。

したがって、この事例では、国際調査機関にとって、明細書にある「wafer」が誤記であり、「water」以外を意図したものではないことが、最初に提出された明細書、請求の範囲と図面から明らかでなければなりません。

ちなみに、PCT 規則 91 (PCT 規則 91.1(g)) に基づき訂正できない誤記は、以下の通りです。

- 第 3 条(2) に規定する国際出願の用紙若しくは要素の欠落がある場合 (願書、明細書、請求の範囲、図面) (PCT 規則 20.3 から 20.8 をご参照下さい)
- 要約における誤記の場合 (PCT 規則 38.3 をご参照下さい)
- 第 19 条に基づく補正書における誤記の場合、ただし、国際予備審査機関が権限のある機関である場合を除く、又は
- 優先権の主張における誤記であって、訂正により優先日に変更が生じる場合

訂正のための請求は、優先日から 26 か月以内に確実に権限のある機関に届くようにして下さい。書簡には、訂正される誤記と、差替え用紙と共に提案された訂正を特定し、出願人の選択により、簡単な説明を記載することができます (提案された訂正の表示方法については PCT 規則 26.4 が適用されます)。

権限のある機関によっては、ePCT から受取人を選択し、「ドキュメントアップロード」機能を使って訂正の請求を提出可能な場合があります (ePCT には明白な誤記の訂正を行う専用の機能はありません。詳細は <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1006> をご参照下さい)。

訂正の請求が認められた場合、権限のある機関は IB にその旨を通知し、国際公開用に訂正された用紙を IB に提供します。公開のための技術的な準備が完了した後に IB がその用紙を受領した場合には、IB は認められた差替え用紙と共に訂正を反映した説明書、訂正を請求した書簡と改訂された表紙を公開します (PCT 規則 48.2(i))。

指定官庁は、規則 91.3(a) に基づき権限のある機関により訂正の許可を通知された日以前に国際出願の処理又は審査をすでに開始している場合には、明白な誤記の訂正を考慮する義務はありません。

また、指定官庁は、当該指定官庁が権限のある機関であった場合に、規則 91.1 の規定に基づく訂正を許可しなかったと認めた場合には、許可された訂正を無視することができますが、当該指定官庁は、意見を述べる機会を出願人に与えなければなりません (PCT 規則 91.3(f))。

なお、国際段階において、明細書、請求の範囲若しくは図面における誤記を訂正する機会を逃してしまった場合であっても、出願人は各指定官庁に対し誤記を補正する機会がある点にご留意下さい。したがって、その補正が国内法令に基づく要件を満たしていることを条件として、国内段階でも明細書、請求の範囲若しくは図面における誤記の訂正を請求する機会があります (PCT 第 28 条)。

明白な誤記の訂正の請求に関する詳細は、PCT 出願人の手引 国際段階の項目 11.033 から 11.044 までをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf> (英語)

(訳者追記:

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf> (日本語))

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年6月号 | No. 06/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

2022年のPCT統計

PCT 年次報告 2023 年版

PCT 年次報告 2023 年版は、2022 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2022 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する包括的な一連の統計 (上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む) や、2021 年 (統計が利用可能な最新年度) の国内段階移行に関する統計も掲載しています。また以下に言及する特別テーマに関する情報や、PCT の利点についての概要も紹介しています。

今年の特別テーマは、“The expansion of the PCT System over time” 「時代と共に拡大する PCT 制度」とし、記述的分析を提供しています。この 44 年間で、PCT 制度は広く採用され、特許出願の国際的な保護を求めるイノベーターにとって重要なツールとなっています。PCT 制度は 1978 年に 20 か国の加盟国で運用を開始し、2022 年までには現在の 157 の PCT 加盟国が世界の国全体の 81.3%、人口の 86.3%、そして国内総生産 (GDP) の 94.1% を占めるようになりました。44 年の歴史の中で、PCT 出願件数は年平均 11.5% 増加し、過去 15 年間では世界各地で行われた PCT 国内段階移行はほぼ倍増し、2021 年には海外で提出された特許出願全体の約 59% となり最大件数に達しました。

PCT 年次報告は、英語でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4666> 及び

<https://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

PCT 年次報告のエグゼクティブサマリーは、次の 9 言語: アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語とスペイン語で、近日中に利用可能となる予定です。

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり 8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがあれば、PCT 最新情報のメール配信サービスと PCT ウェブページのニュース欄にてご案内いたします。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続きが可能です。当サービスでは、PCT ユーザの皆様にご案内いたします。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンク先にて情報が更新されます。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/seminar-calendar.pdf>

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/fees.pdf>

WIPO 2021 年/2022 年 PCT ユーザ満足度調査

最新の PCT ユーザ満足度調査が 2021 年と 2022 年に実施されました。本調査は PCT 制度のあらゆる側面におけるユーザ満足度を評価するために行われ、国際事務局が提供する PCT サービスのどの分野が改善を必要とするかの決定に役立てられます。

本調査は PCT 10 公開言語で実施され、1,800 人以上のユーザから回答を得ました。調査の設問は、特に WIPO の PCT 関連サービスに対する (全般的な) 満足度に関するものでした。

また、本調査では自由回答欄や改善を望む分野の記載欄も設けられました。

IB が提供する PCT 関連サービスに対して、PCT ユーザ全体の 90% が「非常に満足」(39%) 又は「満足」(51%) であると回答しました。調査結果のまとめは、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/activity/pct-user-survey-2021-2022.pdf>

本調査にお時間を割いて回答して下さった皆様には IB より感謝申し上げます。IB は可能な限り皆様のご意見を反映できるよう努めて参ります。なお、今回の調査に参加できなかった PCT ユーザの方は、PCT 法務・ユーザ関連部の電子メールアドレスへいつでもご意見をお寄せ下さい。

pct.legal@wipo.int

次回の調査は、2023 年から 2024 年にかけて実施予定です。

国際出願の電子出願と処理

リビア: リビア工業所有権庁が ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのリビア工業所有権庁は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2023 年 7 月 3 日から電子形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、以下の 2023 年 5 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LY) が更新されました)

PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日に発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

オランダ特許庁は、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました:

オランダ語、英語、仏語又は独語 (国際出願の言語と同一言語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (NL) が更新されました)

PCT アップデート

BY: ベラルーシ (手数料)

CN: 中国 (手数料)

LY: リビア (電子出願)

MD: モルドバ共和国 (電話番号、FAX 番号)

MU: モーリシャス (管轄国際調査及び予備審査機関)

NZ: ニュージーランド (手数料)

OM: オマーン (官庁名、インターネットアドレス、手数料)

Intellectual Property Department, Ministry of Commerce and Industry (Oman) 商工業省知的所有権部 (オマーン) の官庁名が下記へ変更となりました。

官庁名: National Intellectual Property Office (Ministry of Commerce, Industry and Investment Promotion)(Oman)
国家知的所有権庁 (商工業投資促進省)(オマーン)

ZA: 南アフリカ (手数料)

取扱手数料 (中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、イスラエル特許庁)

2023 年 7 月 1 日から、国際予備審査機関である、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) に人民元、及びイスラエル特許庁にイスラエルシェケルで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は、それぞれ 1,560 人民元と 818 イスラエルシェケルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CN) 及び (IL) が更新されました)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、イスラエル特許庁)

2023 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	スイスフラン
中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA).....	スイスフラン
イスラエル特許庁.....	スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU)、(CN) 及び (IL) が更新されました)

PCT 関連資料の最新/更新情報

ウェビナーの新録音

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- “The PCT System: Advantages for Small Entities” (2023 年 5 月 16 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

官庁向け ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアルを提供するウェブページが拡充され、ISA の役割を紹介するビデオチュートリアルが収録されました。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials_offices.html

新しい ePCT ビデオチュートリアル (“How to prepare the search report and written opinion”) がビデオコレクションに追加され、ePCT にて国際調査報告や見解書を作成する手順を説明しています。

ePCT ウェビナーシリーズの録音と資料 – リマインダ

PCT ニュースレター 2023 年 2 月号、3 月号、4 月号と 5 月号で掲載しました PCT コンサルタント Carl Oppedahl が引き続き講演する ePCT ウェビナーの追加のお知らせです。新しいウェビナーの録音と使用された資料がご利用いただけます。

https://blog.oppedahl.com/?page_id=8978

最終回のウェビナーの内容や登録については、PCT セミナーカレンダーをご参照下さい。

実務アドバイス

国際段階での図面の補正

Q: 当方は時間的な制約から PCT 出願と共に「非公式」図面を提出し、後から品質の良い図面を提出することがあります。国際段階で図面の補正を要求されることがある一方で、他の同様の状況では提出された図面のままで公開されるのはなぜなのか説明していただけますか？

A: PCT 出願は、PCT 規則 11 に記載されている様式上の要件に準拠すべきであり、PCT 出願人の手引に詳細な説明が記載されています（図面に関する要件の詳細は [5.128 項から 5.163 項](#) をご参照下さい（訳者追記: <https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=38>（日本語））。PCT 第 27 条(1) は「国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない」と規定している通り、国際段階において様式上の要件が準拠されている限り、当該国際出願が国内段階移行する際にはその形式のまま受理されるべきです。

PCT 規則 26.3 は「受理官庁は、国際出願が国際公開の言語で行われた場合には、(i) 国際出願について、第十一規則に定める様式上の要件が、国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかいないかのみを点検すること」と規定している通り、国際段階において、管轄受理官庁や国際事務局 (IB) は、国際出願について、PCT 規則 11 の様式上の要件が、国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで準拠しているかを点検することが求められています。また、PCT 規則 26.3 の 2 も同様に「受理官庁は、第十一規則に定める様式上の要件が、26.3 の規定によって必要とされる程度にまで満たされている場合には、同規則の規定に基づく欠陥の補充をするよう第十四条 (1)(b) に規定する求めを発出することを要しない」と規定しています。

これを受け、受理官庁や IB の方式審査官は「適度に均一な国際公開」の基準を適用する職務を担っています。各国の実務の多様性や特定のケースにおける個人的な判断の相違を考慮すると、当然ながら別々の官庁で異なる決定がなされる可能性があります。PCT 出願を公開する IB は、この基準ができる限り一様に適用されるように均一性と妥当性のバランスを図る必要があります。そのため IB 自体が国際公開のための技術的準備の期間中に特定の補正を行うことがあります。

いずれにしても、PCT 規則 11 の要件に最大限可能な程度まで準拠することが出願人にとって利益となる点にご留意下さい。PCT 規則 11 に準拠していない場合には、国内段階において指定官庁は合法的に新しい図面を要求することができます。

また、後から図面を補正するよりも、出願する際に品質の良い図面を提出する方が出願人にとって得策となる点もご留意下さい。それは、図面の差替えが行われた場合、特に「非公式」図面を公式図面と差し替える場合に、差替え図面が PCT 規則 26 の下での補正として認められるのか、或いは公式図面に追加事項が含まれたのか、方式審査官が判断しかねるリスクがあるためです。そのため手続に遅れが生じ、意図した補正の結果が不透明になる可能性があります。

覚えておいていただきたい重要な点は、国際段階において出願の特定の様式上の欠陥の補正を要求されなかったとしても、出願人が補正したい欠陥があれば、2 組の図面の相違について注意を喚起し、出願人は自発的に差替え用紙を提出できることです (PCT 規則 26.4 参照)。ただし、この差替え用紙には、出願時のテキストや図面の内容への追加や修正があってはならず、様式面に限り補正が可能です。差替え用紙は、受理官庁により点検と承認が行われ、国際公開のための技術的準備が完了する前に IB に転送されるよう十分な時間を確保するため、できる限り早く受理官庁に提出されるようお勧めします。

詳細については、過去の PCT ニュースレターに掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい:

2005 年 1 月号: 図面の欠陥の補正

2007 年 6 月号: 欠陥の補充の求めがされていない場合における、差替え図面の提出

2016 年 3 月号: PCT 規則に規定された様式上の要件がどの程度満たされるべきか、またそのような要件が満たされているかどうか点検する方法における不一致の可能性

2019 年 5 月号: 国際出願時に非公式図面を提出することから推測可能な結果

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年7-8月号 | No. 07-08/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 総会

第 55 回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) が、2023 年 7 月 6 日から 14 日までの期間、WIPO 加盟国総会の一環としてジュネーブで開催されました。総会で議論された文書は、WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

PCT 総会文書 (報告書が利用可能になり次第、その報告書も含む):

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/55

本総会は、サウジ知的所有権機関 (SAIP) を PCT の国際調査及び予備審査機関として選定しました (文書 PCT/A/55/1)。この選定は当該機関の運用機能が整備された時点で、当該機関が通知する将来の日付から発効することになります。

本総会はまた、文書 PCT/A/55/2 のアネックスに記載された PCT 規則の改正を採択しました。規則改正は、以下の通りです。

- PCT 規則 26 及び 29: 国際出願が異なる言語で記載されている部分を含み、管轄受理官庁がそれらの全ての言語を認めている場合の手続の明確化。詳細については、文書 PCT/WG/16/8 及び文書 PCT/WG/16/9 の 13 項及び 14 項をご参照下さい。これらの改正は 2024 年 7 月 1 日に発効予定であり、当該日以降に国際出願日を有する国際出願に適用されます。
- PCT 規則 34、36 及び 63: 国際調査機関が国際調査を行う際に参照すべき最小限資料の定義、並びに官庁又は機関を国際調査機関及び国際予備審査機関に選定する際の最小限の要件の定義。これらの改正は 2026 年 1 月 1 日に発効予定です。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

本総会は同様に、国際調査及び予備審査機関であるウクライナ知的財産機関の機能に関する取決めの改訂も承認し（文書 PCT/A/55/3）、State Organization “Ukrainian National Office of Intellectual Property and Innovations” (UANIPIO) 国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」(UANIPIO) を特許処理の担当機関に指定したことが反映されました。

ePCT 出願 – SOFORT 決済を利用して RO/IB に支払う出願手数料のオンライン決済がユーロ (EUR) まで拡張

WIPO Pay プラットフォームでは、SOFORT 決済でのオンライン銀行決済により、受理官庁である国際事務局 (RO/IB) に対し出願手数料を支払う際に、スイスフラン (CHF) に加え、ユーロ (EUR) でも支払が可能になりました。

リマインダ – 可能な限り、オンライン銀行取引である SOFORT 決済のご利用を強くお勧めいたします。WIPO Pay の参照データが決済過程の一部として自動的に含まれることから、WIPO の会計システムはオフラインの銀行送金よりも効率的に支払を処理できるためです。

PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日に発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁は、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました:

- HU ハンガリー知的所有権庁: 国際出願の言語と同一言語 (ハンガリー語、英語、独語又は仏語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (HU) が更新されました)

国際出願の電子出願と処理

ハンガリー知的所有権庁 (HIPO)

ハンガリー知的所有権庁 (HIPO) は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新した旨を国際事務局に通知しました。

上記の該当する変更は、2023 年 6 月 29 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/official-notices/officialnotices.pdf>

(PCT 出願人の手引 附属書 C (HU) が更新されました)

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁 (EPO))

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、欧州特許庁 (EPO) は、2023 年 7 月 19 日 (水) 午後 4 時 (中央ヨーロッパ時間) から 7 月 20 日 (木) 午後 2 時 45 分 (中央ヨーロッパ時間) まで、(電子的な通信手段として当該官庁が認めているサービスの一つである) Online Filing 2.0 に不通が発生したことを国際事務局に通知しました。上記サービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載された適用状況に従っていることが条件となります。以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/official-notices/officialnotices20.pdf#page=251>

EPO ウェブサイト上に当不通に関する情報が掲載されています。

<https://www.epo.org/service-support/availability-of-online-services.html>

WIPO の PCT ウェブページに掲載されている特定ファイルのハイパーリンクが変更

WIPO ウェブサイト用の新しいコンテンツ管理システムの導入と、技術専門家の助言を受けて、ウェブサイトの PCT 部分を経由して利用可能な特定の情報源の場所が変更されたことで、それぞれの URL/ハイパーリンクも変更されました。これらの変更は主に、PCT ウェブサイトで入手可能な特定の PDF ファイルに関するものです。

PCT ユーザの皆様への影響を最小限にするよう努めましたが、これらの変更に伴い、お使いの文書中やご自身の PCT 関連ウェブページ上で、上述したリソースに関連したブックマークやリンクが一貫して機能するためには、更新の必要な場合がある点にご注意下さい。

これらの変更によりご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げますとともに、ご理解とご容赦をお願い申し上げます。ご質問、ご意見、問題等がございましたら、[PCT Resources](#) までお問い合わせ下さい。

所定の PCT 手数料減額の適格性

以下の所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧が、2023 年 7 月 1 日付で更新されました。下記からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

欧州特許庁 (EPO) における所定手数料の 75% 減額の適用

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75% が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に格付けされている国の国民及び居住者である自然人。或いは

2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との合意 (validation agreement with the EPO) が発効している国の国民及び居住者である自然人若しくは法人。¹

ヨルダンが上記カテゴリ 1 の該当国として一覧に追加され、インドネシアとエルサルバドルは一覧から削除されました。

WIPO 標準 ST.26 の更新版

PCT 実施細則の附属書 C 第 5 号に従い、並びに第 10 回 WIPO 標準委員会会合での WIPO 標準 ST.26 のバージョン 1.6 の採択 (文書 CWS/10/13 Rev.2、及び文書 CWS/10/22 の 87 項と 91 項参照) を受けて、事務局長は WIPO 標準 ST.26 の新バージョンを、2023 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願に適用することを決定しました。2023 年 7 月 1 日より前に提出された出願に関して出願後に提出される配列表については、WIPO 標準 ST.26 のバージョン 1.5 又は 1.6 のいずれかを使用できます。

詳細については以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-26-01.pdf>

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

日本国特許庁 (JPO) と 国立工業所有権機関 (ブラジル) 間の二国間 PCT-PPH 試行プログラム

PCT ニュースレター 2022 年 2 月号に掲載された、日本国特許庁 (JPO) と国立工業所有権機関 (ブラジル) 間の二国間 PCT-PPH 試行プログラムに関する追加情報です。国立工業所有権機関 (ブラジル) は、PCT-PPH の申請件数が 2023 年度の年間上限である 100 件に到達したことを公表しました。これにより当該機関は 2023 年の残りの期間は PCT の成果物に基づく PPH の申請は受理しません。なお、当該機関は 2024 年 1 月 1 日から、新規申請 100 件を上限件数として PCT-PPH プログラムを再開します。

国立工業所有権機関 (ブラジル) による公表は、下記をご参照下さい。

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/atingido-limite-anual-de-participacao-na-modalidade-pct-pph>

本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の取決めに関する詳細は、以下をご覧下さい。

https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_brazil_highway.html

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/legislacao/legislacao/PPHIII Portaria55de15.12.21RPI2662de11.01.22.pdf>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

¹ 詳細は EPO 公示 July 2023 <https://new.epo.org/en/legal/official-journal/2023/07/a67.html> をご参照下さい。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。当該サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

イタリア特許商標庁

イタリア特許商標庁は、PCT 受理官庁である当該官庁に対してなされた PCT 出願、並びに国内出願、実用新案出願、国内及び国際意匠出願、そして国内商標出願に関する DAS 提供庁としてすでに運用しています。当該官庁は 2023 年 9 月 1 日から、優先権書類の取得庁としての運用を追加し、DAS における参加業務の範囲を拡張する旨を IB に通知しました。取得庁として、優先権書類の提出期間が 2021 年 9 月 1 日までに満了していなかった出願を対象として、DAS を通じて当該官庁に対して利用可能になる優先権書類を認めます。優先権書類には、国内及び国際特許出願、実用新案出願、国内及び国際意匠出願、そして国内商標出願を含みます。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11580

国立工業所有権機関 (ブラジル)

国立工業所有権機関 (ブラジル) は、PCT 出願及び他の特定の出願の種類に関する取得庁及び提供庁としてすでに機能しています。当該機関は 2023 年 8 月 1 日から、DAS 取得庁として利用可能な優先権書類を、国内意匠出願及びハーグ国際出願を含む範囲まで拡張した旨を IB に通知しました。

詳細は、以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10487

DAS 参加庁の一覧は、以下をご利用下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT アップデート

BH: バーレーン (官庁の名称、あて名)

国立特許庁 (バーレーン) の名称が、以下の通り変更されました。

官庁名: Directorate of Foreign Trade & Industrial Property,
National Patent Office (Bahrain)
国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン)

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (BH) が更新されました)

BR: ブラジル (管轄国際調査及び予備審査機関、通信手段)

CA: カナダ (手数料)

CL: チリ (管轄国際調査及び予備審査機関)

CV: カーボベルデ (管轄国際調査及び予備審査機関)

ES: スペイン (電話番号、手数料、当該官庁が認める物理媒体の種類、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

IS: アイスランド (所在地とあて名)

IT: イタリア (インターネットアドレス)

JP: 日本国 (手数料)

2023 年 9 月 1 日から、日本国特許庁 (JPO) へ日本円で支払う、国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表 I(a) に記載される、手数料表の項目 4 に表示された適用される出願手数料の減額の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

LV: ラトビア (通信手段)

MU: モーリシャス (管轄国際調査及び予備審査機関、受理官庁としての当該官庁の要件に関する情報)

NZ: ニュージーランド (国内段階移行のために要求される翻訳文の内容)

SE: スウェーデン (手数料、当該官庁が認める物理媒体の種類)

SG: シンガポール (手数料)

2022 年 5 月 26 日から、指定官庁 (又は選択官庁) としてのシンガポール知的所有権庁に支払う国内手数料の料金が以下の通り変更されました。

出願手数料..... 210 シンガポールドル

(PCT 出願人の手引 国内編 概要 (SG) が更新されました)

TR: トルコ (手数料)

UA: ウクライナ (国内官庁として機能する政府当局、官庁の名称、所在地とあて名、電話と FAX 番号、電子メールとインターネットアドレス)

ウクライナ経済省は、国内官庁として機能するウクライナ政府当局における変更に伴い、今後ウクライナの国内官庁の機能は、国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」(UANIPPIO) が担当する旨を IB に通知しました。

US: 米国 (当該官庁が認める物理媒体の種類)

国際調査機関としての米国特許商標庁 (USPTO) は、PCT 規則 13 の 3.1 及び PCT 実施細則の附属書 C に従い、電子形式でヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の提出について、当該官庁が認める物理媒体の種類に関する変更を、以下の通り IB に通知しました。

読み取り専用の光ディスク: CD-ROM, CD-R, DVD-R 又は DVD+R

(PCT 出願人の手引 附属書 D (US) が更新されました)

調査手数料 (一部の官庁)

2023 年 8 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁.....	南アフリカランド
ユーラシア特許庁 (EAPO)	スイスフラン
欧州特許庁 (EPO)	南アフリカランド
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	スイスフラン
米国特許商標庁 (USPTO)	南アフリカランド

また、2023 年 9 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA).....	ユーロ
ユーラシア特許庁 (EAPO)	ユーロ、米国ドル
欧州特許庁 (EPO)	日本円、スウェーデンクローナ
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦).....	ユーロ、米国ドル
インド特許庁.....	日本円
日本国特許庁 (JPO)	スイスフラン、ユーロ、韓国ウォン、 米国ドル
スウェーデン知的所有権庁 (PRV)	スウェーデンクローナ
北欧特許機構	スウェーデンクローナ

上述した料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT)、(CN)、(EA)、(EP)、(IN)、(JP)、(RU)、(SE)、(US)、及び (XN) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2023 年 8 月 1 日から、Rospatent が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金が変更になります。新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (スウェーデン知的所有権庁 (PRV))

2023 年 10 月 1 日から、国際予備審査機関としてのスウェーデン知的所有権庁 (PRV) に支払う、取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 2,380 スウェーデンクローナです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (SE) が更新されました)

例外的な閉庁日

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、悪天候とマニラ首都圏における交通ストライキのため 2023 年 7 月 24 日は公衆に対し閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁により IB に提供される、各官庁の閉庁日の情報が更新されました。以下をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合には、その期間は後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

WIPO Fee Transfer Service (手数料移転サービス)

2020 年 7 月 1 日から、全ての受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関又は国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に “participating Office” (参加庁) として参加することができます。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から別の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して移転されます (詳細は、https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

IB は、当該サービスの参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2023 年 7 月 6 日付の公示 (PCT 公報) (144 ページから) に掲載しました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.htmlNew/updated PCT Resources

PCT 関連資料の最新/更新情報

国際機関会合文書

2023 年 11 月 1 日から 3 日までジュネーブで開催予定の第 30 回 PCT 国際機関会合用に作成された文書は、以下からご利用いただけます。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=78593

セミナー資料

PCT 手続の細部まで網羅するセミナー資料が、前回発行以後に変更された実務をふまえて、日本語で更新されました。以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/pct-seminar.pdf>

ウェビナーの新録音

中国語のウェビナー

下記の中国語のウェビナーの録音（以下に記載された日付に配信済み）

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから Mastering priority claims in PCT applications (2023 年 6 月 21 日)
- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから Restoring the Priority Right (2023 年 6 月 27 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>

ePCT ウェビナーシリーズの録音と資料

PCT コンサルタント Carl Oppedahl が、2023 年 3 月 2 日から 6 月 22 日まで講演した 16 回にわたる ePCT ウェビナーシリーズの録音と使用された資料が、以下からご利用いただけます。

https://blog.oppedahl.com/?page_id=8978

シリーズは ePCT の全側面を網羅し、ユーザの皆様にご手続や利用可能な ePCT 機能を説明しています。

EPO: 様式 1201 の送付廃止 (“Entry into the European phase” 「欧州段階移行」)

欧州特許庁 (EPO) は 2023 年 11 月 1 日から、EPO 様式 1201 (“Entry into the European phase” 「欧州段階移行」) の送付を廃止する旨を国際事務局に通知しました。

現在、EPO が指定又は選択官庁として選択されている場合、当該官庁は国際段階期間中に EPO 様式 1201 を送付し、欧州段階への移行手続について欧州代理人、国際代理人や出願人に通知しています。今後は様式に代わり、全ての関連情報は epo.org ウェブサイトの専用セクションに掲載されます。

これに伴い、特に欧州段階移行を希望しない出願人の皆様は、今後、当通信に関する処理が不要になり、特許付与プロセスのデジタル化とペーパーレス化に向けた新たな節目となります。

現在、EPO 様式 1201 には国際出願に割り当てられた欧州出願番号も記載されています。出願人は以下の方法でこの番号を確認できます。

- EPO のオンライン出願サービスのいずれかを利用して EPO 様式 1200 が提出された場合には、受領通知書に記載されます。
- 国際出願の公開後であれば、国際出願番号又は公開番号を入力し、欧州特許登録原簿からも検索可能です。

様式 1201 は大抵紙で送付されているため、その送付が廃止されれば毎年 50 万枚以上の紙が節約されることとなります。この廃止は、EPO の持続可能性と 2030 年までのカーボンニュートラルの達成を目標とする EPO の取り組みにおける重要な一歩です。

様式 1201 の送付廃止に関する詳細は、EPO 公示 2023 の A66 をご参照下さい。

<https://new.epo.org/en/legal/official-journal/2023/07/a66.html>

実務アドバイス

PCT 規則 4.17 に基づく申立てのための外部署名の管理

Q: 当方は ePCT 経由で定期的に PCT 出願を行っています。出願時に PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを含めるか、或いは出願書類がすでに 30 枚以上ある場合には追加手数料を避けるため、出願後に該当する ePCT アクションを利用して当該申立てを提出することがよくあります。ePCT では自動的に正しい標準文言が生成され、発明者の詳細が入力され、発明者が申立てに電子署名することが可能な「外部署名」オプションが使用できることから、ePCT を利用した申立ての作成は非常に簡単だと感じています。今は休暇期間中であるため、外部署名要請のリンクが有効な 7 日間の期間中に、発明者の全員がその要請に応じるとは限らないのではと懸念しています。発明者が署名すべき期間を延長する方法はあるのでしょうか？

A: 外部署名要請のリンクの有効期限が切れる 1 日前（つまり、要請されてから 7 日後）に、外部署名の請求者と署名者の双方に電子メールでリマインダの通知が送付されます。

外部署名要請のリンクが有効である 7 日間の期間を延長することはできません。しかし、今年 1 月から ePCT のプロセスが改善され、すでに受領した発明者の署名に影響を与えずに、それぞれの外部署名を個別に管理できるようになりました。つまり、ある発明者の署名要請が期限切れ又は期限切れ間近であったとしても、その該当者の外部署名要請のみを削除し、その発明者にもう 7 日間有効となる新規の要請を再送付できるわけです。同様に、発明者が不測の事態により電子メールの受信に問題が発生した場合でも、発明者が自身の電子メールアカウントへ再度アクセスできるようになった時に、当発明者に新規の外部署名要請をいつでも再送付することができます。

発明者が申立てに署名するとその旨が電子メールで通知されますので、署名された書類をプレビューし、PCT 規則 26 の 3 に基づく期間内（優先日から 16 か月又は国際公開のための技術的準備が完了する前）に ePCT アクションから国際事務局に申立てを提出することができます。この期間を徒過した場合には、国内段階において申立てを提出するオプションがあります。いずれにせよ、国際段階における申立ての提出は、出願人が国内段階の要件を早期に充足できるようにするものですが、PCT 規則 4.17 に基づく申立ては任意であり、国際段階において申立てを提出しなかったからといって出願人はいかなる権利を失うものではありません。

PCT eServices ヘルプページでは、一般的な外部署名機能に関する有益な情報を掲載しています。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=992

ePCT を利用した PCT 規則 4.17 に基づく発明者の申立てについて、その提出方法や発明者の署名の取得方法に関する詳細は、PCT ニュースレター 2019 年 10 月号の「実務アドバイス」をご参照下さい。

PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出に関する一般情報は、PCT 出願人の手引 5.074 項から 5.083A 項、及び 6.045 項から 6.050 項をご利用下さい。

www.wipo.int/pct/en/guide/index.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年9月号 | No. 09/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 出願人の手引に関する進展: 従来の手引の廃止と eGuide への完全移行

PCT 出願人の手引の完全電子版 (「eGuide」) は 2022 年 12 月 15 日に利用開始されました (PCT ニュースレター 2022 年 12 月号及び配信された[ニュース](#)をご参照下さい)。eGuide の利用開始以降、国際事務局 (IB) は新バージョン eGuide の利用へと円滑に移行できるよう、eGuide と従来版手引の双方を維持してきました。

eGuide は、その利用開始以来、PCT 官庁やユーザから次第に受け入れられ、認知されるようになり、現在では PCT 出願人の手引に関する主要な情報源となりました。この理由に加えて、両バージョンを維持する為に必要な多くの時間と労力に鑑み (従来版には別個に生成される大量の PDF 附属書が含まれているため)、IB は 2023 年 12 月 1 日をもって従来版手引の内容の更新停止を予定しており、今後は eGuide のみにおいて手引の内容が更新されることとなります。従来版手引を構成する PDF 文書はアーカイブされ、将来的には手引のウェブページからリンクが削除される予定です。

2023 年 12 月 1 日から PCT ユーザの皆様には eGuide のみを参照し、この移行期間中に従来版手引の PDF 附属書にリンクするブックマークを、eGuide へのハイパーリンクへ変更していただくよう推奨いたします。PCT 官庁や機関も同様に、各ウェブページの関連するハイパーリンクを eGuide のものへと更新して下さいますようお願いいたします。IB は今後も継続して eGuide の機能や内容を向上させ、より使いやすい eGuide を提供していく意向です。皆様からのご提案を是非お待ちしております。

新しく導入された機能や eGuide を操作するポイントについては、今月号の「実務アドバイス」をご参照下さい。

国際出願の電子出願と処理

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

中国国家知識産権局 (CNIPA) に関する通知が更新

PCT ニュースレター 2022 年 9 月号に掲載された情報に続き、電子形式による国際出願の提出に関する中国国家知識産権局 (CNIPA) の要件及び運用を含む通知が更新され、2023 年 8 月 24 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/official-notices/officialnotices.pdf#page=163>

スペイン特許商標庁に関する通知が更新

PCT ニュースレター 2023 年 2 月号に掲載された情報に続き、電子形式による国際出願の提出に関するスペイン特許商標庁の要件及び運用を含む通知が更新され、2023 年 8 月 17 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/official-notices/officialnotices.pdf#page=159>

ISA 及び IPEA の取決めの最新/更新情報

日本国特許庁 (JPO)

日本国特許庁 (JPO) と WIPO 国際事務局間の取決めの改訂版が、2023 年 7 月 1 日に発効しました。当該取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関である日本国特許庁の役割に関するもので、英語及び仏語の PDF 形式で、それぞれ以下に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

https://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日に発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁は、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました:

- UA 国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁 (UANIPIO): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (UA) が更新されました)

WIPO 2023 年 PCT ユーザ満足度調査

PCT 制度全体に関するユーザ満足度を定期的に評価する目的で、WIPO は隔年で実施しているユーザ

コミュニティへのアンケート調査をまもなく開始予定です。国際事務局が提供する PCT サービスに対する PCT ユーザの皆様からのご意見は大変貴重です。ご回答に要する時間は 10 分程度ですので、本調査に是非参加いただき、貴重なご意見を提供して頂けますようお願い申し上げます。

WIPO 本部で開催される上級者向け PCT セミナー

上級者向け PCT セミナーが、2023 年 11 月 9 日と 10 日にジュネーブの WIPO 本部で開催されます。例年通り、プログラムでは WIPO 特許・技術セクターに所属する経験豊かなスタッフ、及び欧州特許庁と米国特許商標庁からのスピーカーによる講演が予定されています。本セミナーは、特許管理者、パラリーガル、その他 PCT 制度にすでに精通しているユーザを対象としています。初日はハイブリッド形式で行われ、二日目は法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問などがセミナーの現地参加者に予定されています。

オンライン登録の詳細やセミナーの詳しい情報を提供するリンクは、近日中に [PCT セミナーカレンダー](#) に掲載されます。

例外的な閉庁日

マレーシア知的財産公社

マレーシア知的財産公社は 2023 年 4 月 21 日及び 2023 年 8 月 14 日が、それぞれマレーシアのイードアルフィトルの祝祭に伴う臨時祝日及びセラゴール州選挙に伴いセラゴール州政府により特別祝日に指定されたため、通常業務を行う目的で利用者に対して閉庁していなかった旨（閉庁した旨）を国際事務局 (IB) に通知しました。

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は 2023 年 8 月 25 日が国全体の特別休日に指定されたため、閉庁した旨を IB に通知しました。

また、当該官庁は 2023 年 9 月 1 日は悪天候のため、閉庁した旨を IB に通知しました。

上述した各官庁の閉庁については、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が公表した閉庁日に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁した、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

官庁が IB に提供した各官庁の閉庁日に関するさらなる情報は、以下をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT アップデート

AU: オーストラリア (変換前の形式による書類の提出)

CN: 中国 (手数料)

2023 年 11 月 1 日から、受理官庁である中国国家知識産権局 (CNIPA) へ中国人民元で支払う、国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表 I(a) に記載される、手数料表の項目 4 に表示された適用される出願手数料の減額の中国人民元での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CN) が更新されました)

KN: セントクリストファー・ネービス (官庁の名称、電話番号、通信手段)

知的財産庁 (セントクリストファー・ネービス) の名称が以下の通り変更されました。

官庁の名称: セントクリストファー・ネービス知的財産庁

当該官庁は追加の電話番号も通知しました。現在使用される電話番号は以下の通りです。

電話番号: (1-869) 467 19 76
(1-869) 467 19 77
(1-869) 467 19 78

さらに、当該官庁は国際事務局に対して当該官庁がファクシミリの使用を停止した旨を通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (KN) が更新されました)

MN: モンゴル (手数料、FAX 機の使用停止)

PT: ポルトガル (手数料)

SG: シンガポール (手数料)

2023 年 11 月 1 日から、受理官庁であるシンガポール知的財産庁へシンガポールドルで支払う国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表 I(a) に記載される、手数料表の項目 4 に表示された適用される出願手数料の減額のシンガポールドルでの換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SG) が更新されました)

SK: スロバキア (電話番号 修正)

US: 米国 (手数料、管轄国際調査及び予備審査機関)

2023 年 11 月 1 日から、受理官庁である米国特許商標庁 (USPTO) へ米国ドルで支払う国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表 I(a) に記載される、手数料表の項目 4 に表示された適用される出願手数料の減額の米国ドルでの換算額が変更になります。

米国の国民及び居住者が USPTO を受理官庁として出願する国際出願について、米国特許商標庁 (USPTO) による日本国特許庁 (JPO) の国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての指定に関連し、JPO は、2023 年 7 月 1 日から 2028 年 6 月 30 日までの 5 年間において、USPTO からの国際出願件数が 10,000 件の受理を超えず、且つ、各四半期の受理件数が 500 件を超えないことを条件に、USPTO に対してなされた出願について、引き続き ISA 及び IPEA としての役割を担うことを IB に通知しました。国際出願は英語で提出しなければならないとする要件は、引き続き適用されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) が更新されました)

調査手数料 (一部官庁)

2023 年 10 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

エジプト特許庁	スイスフラン
ユーラシア特許庁 (EAPO)	スイスフラン
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)	スイスフラン

また、2023 年 11 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	シンガポールドル、米国ドル
ユーラシア特許庁 (EAPO)	ユーロ
欧州特許庁 (EPO)	アイスランドクローナ
インド特許庁	スイスフラン
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)	ユーロ
北欧特許機構	アイスランドクローナ
スウェーデン知的財産庁 (PRV)	アイスランドクローナ
米国特許商標庁 (USPTO)	スイスフラン、ニュージーランドドル

上述した料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU)、(EA)、(EG)、(EP)、(IN)、(RU)、(SE)、(US) 及び (XN) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2023 年 10 月 1 日から、Rospatent が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金に変更になります。新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

取扱手数料 (中国国家知識産権局 (CNIPA)、シンガポール知的財産庁、米国特許商標庁 (USPTO))

2023 年 11 月 1 日から、国際予備審査機関である以下の官庁に対して、下記に表示された通貨で支払う取扱手数料の換算額が変更になります。

中国国家知識産権局 (CNIPA)	中国人民元
シンガポール知的財産庁	シンガポールドル
米国特許商標庁 (USPTO)	米国ドル

新料金は手数料表 II に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CN)、(SG) 及び (US) が更新されました)

ARIPO に基づくセーシェルの指定の表示が欠落

PCT ニュースレター 2021 年 11 月号でお知らせしました通り、セーシェルが 2021 年 10 月 1 日に、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組みにおける特許及び意匠に関するハラレ議定書への加入書を寄託し、2022 年 1 月 1 日より ARIPO の加盟国となりました。この加入により、2022 年 1 月 1 日以降に提出される全ての国際出願は、国内特許に加えて、ARIPO の特許についてもセーシェルの指定を自動的に含むこととなります。

国際事務局 (IB) が使用するシステムにおいてこの情報の登録に誤りがあったため、2022 年 3 月 10 日から 2023 年 8 月 24 日までの PCT 出願の公開において、セーシェルの国内特許の指定は正しく反映されていたものの、ARIPO 広域特許の付与指定国リストにセーシェルは含まれていませんでした。

出願人は、国際公開における表示にかかわらず、2022 年 1 月 1 日以降になされた PCT 出願に関しては、ARIPO 特許にセーシェルの指定が自動的に含まれることにご留意下さい。この点については ARIPO にも情報が共有されており、IB はご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

実務アドバイス

eGuide の PCT 出願人の手引に関する変更の管理について

Q: 当方は大手特許弁理士事務所のパラリーガルで、重要な案件に対応する担当者として国際段階と国内段階における出願要件と PCT 手数料の動向を管理しています。これまで、当弁理士事務所が特に関心のある官庁の過去のファイルを把握する目的で、PCT 出願人の手引を印刷したものに注釈を付けたり、電子 PDF 文書に注釈を付けたりしていました。近々、PDF 文書が利用できなくなる可能性があり、今後は「eGuide」のみを利用すべきだと聞いています。eGuide を利用する場合、PCT 出願人の手引に関連する重要な情報を引き続き管理していくにはどうすればよいのでしょうか。手引の内容を管理する当方の職務に役立つ eGuide の新機能はありますか？

A: PCT 出願人の手引の完全電子版は「eGuide」と呼ばれ、2022 年 12 月に利用開始されました ([ニュース](#)参照)。その利用開始以来、技術的な改良が重ねられ、直近では 2023 年 9 月 15 日に改良が加えられました。従来の手引に掲載される、官庁が担う PCT の各役割に対応する別個の PDF 附属書とは異なり、eGuide では官庁に関連する全ての情報を 1 ページにまとめて表示しています。各ページは、複数

の PDF 附属書を開かずに、上部のナビゲーションバーから移動したり、検索機能 (又は CTRL + F) を使って検索することができます。また、必要に応じて印刷機能 (又は CTRL + P) を使って特定のページを印刷したり、或いは機関に引き続き手引の内容を PDF コピーで参照したい方がいれば、(例えば「pdf に印刷する」機能を利用して) 内容の PDF コピーを生成することも可能です。

ある官庁に関するページで、どの部分が以前の内容と比べて変更されたのかを知りたい場合には、青色で表示されたテキストから確認することができます。例えば、ある PCT 手数料の料金に変更された場合、該当するページの最新版が発行されるまでは、新料金は青色で表示されます。なお、ある段落の一部が変更された場合には、変更された段落全体が青色で表示されます。さらに、全ての変更点の要約をまとめたダイジェストが各プロファイルの上部に掲載されています。ダイジェストには、文書内の全ての変更点へのリンクと、後日発効する最新版へのリンクが含まれます。

さらに、ページ上部から過去の発行版にアクセスすることで、ユーザは過去全ての背景情報を把握することができます。加えられた変更を確認することができます。過去の情報へのアクセスは、PCT ニュースレターアーカイブ (特に手数料表) と公示 (PCT 公報) アーカイブ (https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html) をご利用下さい。過去の PCT 出願人の手引に掲載された情報の入手については、国際事務局 (IB) にお問い合わせいただくことも可能です。

また、eGuide では各二文字コードにカーソルを合わせると、国や機関、関連官庁の正式名称を表示する「マウスオーバー」(訳者追記: マウスポインターを特定の位置にかざすこと) 情報も収録しています。下線が引かれた二文字コードをクリックすると、該当するページが新しいタブで表示され、関連情報を検索することができます。これにより、ある官庁ページに他の官庁への参照 (例えば関連する ISA の情報) が含まれていても、元のページに戻らずに、その情報に直接アクセスすることができます。

さらに、ダイジェストにある将来変更予定の青色で表示された情報に「マウスオーバー」すると、以前の内容が欄内に表示され、特に PCT 手数料の変更を確認する際には便利です。

eGuide は様々な官庁から提供される情報により毎週更新されます。毎週お届けする電子メール配信にご登録いただくことにより、変更のあった官庁の手引ページへのリンクを入手することができます (https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_guide)。

現在のところ上記 eGuide の機能は、英語と仏語の両言語でご利用いただけます。IB は今後、eGuide を他の言語へも拡張していく意向です。二つの一般部分 (訳者追記: 附属書を除いた「国際段階の概要」と「国内段階の概要」の二つ) はすでにロシア語とスペイン語でも利用可能となっています。eGuide の詳細は以下をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年10月号 | No. 10/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

新しく試行される国際出願の公開のための XML レンダリングの表示

国際事務局 (IB) は、XML 形式で提出された (又は XML 形式に変換された) 国際出願の公開において、修正が加えられた箇所をより明確に示すため XML レンダリングの表示の試行を開始しました。

これまでは、国際出願に修正 (補正、訂正及び引用による補充等) が加えられた場合、出願人は差替え用紙を提出し、承認されると管轄機関はそれらの用紙の下部の余白に該当するスタンプ (例えば “SUBSTITUTE SHEET (RULE 26)” 「差替え用紙 (規則26)」) を押印し、その事実とその修正が認められ、適用された法的根拠と共に示していました。

今後 IB は、XML 形式で提出された (又は PCT 実施細則第 705 号の 3 に基づき XML 形式に変換された) 国際出願の XML コンテンツをより効果的に利用し、公開用の出願書類を作成したり、修正の結果をより明確に表示していく意向です。

レンダリングの表示の試行では、修正された用紙の下部の余白に押印する代わりに、右側の余白に修正が加えられた箇所をより具体的に特定する表示がなされます。用紙のどこかに修正が加えられたことを示す代わりに、関連する部分について発明の名称、見出し、段落、請求の範囲、又は図面の位置から右側の余白に縦線が引かれ、その右側に適用された法的根拠と関連する修正が管轄機関に提出された日付が表示されます。このように表示することで変更がより容易に識別できるようになります。

下記は PCT 規則 26 に基づき補正された発明の名称と PCT 規則 91 に基づき訂正された段落の例です。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

Description	
Title of Invention: SAMPLE-CHANGED-TITLE	Rule 26, 01.01.2023
<p>[0003] This is a sample text. The description must disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for it to be carried out by a person skilled in the art. It must start with the title of the invention as appearing in Box No. I of the request. Rule 5 contains detailed requirements as to the “manner and order” of the description, which, generally, should be in six parts. Those parts should have the following headings:</p>	Rule 91, 01.01.2023

この XML レンダリングの表示の試行は、公式出版物をダウンロードする際の技術的形式を変更するものではありません。

この変更は 2023 年 10 月から段階的に開始されます。その結果、公開週が同じでも、XML 形式で提出された出願又は XML 形式に変換された出願の一部が新しく変更された表示で公開されることもあれば、他の出願は従来の用紙に押印した表示で公開されることもあります。この試行は、XML 形式で出願された又は XML 形式に変換された国際出願にのみ適用され、当面は他の種類の国際出願には影響しません。

また 2023 年 10 月には、PATENTSCOPE の「フルテキスト」タブで表示される HTML 版の明細書、請求の範囲や図面にも同様の表示マークアップの変更が適用されます。この変更は、適切な方法で処理された XML 出願全てに遡及的に適用され、場合によっては 2008 年まで遡ることになります。過去に公開された PDF 版は変更されません。

重要な新サービス – ePCT 不通時 BCP サービス

技術的な理由により ePCT システムが不通となっていたり、WIPO アカウントを使用してログインができないなど、ePCT システムにアクセスできない場合のために、ePCT 不通時 BCP サービスが以下のリンクからご利用いただけるようになりました。

<https://pctcs.wipo.int>

不通時 BCP サービスは、主要な ePCT システムとは全く別の技術環境に接続されており、国際事務局 (IB) の内部サービスには依存していません。この新サービスへアクセスする際、出願人は氏名と電子メールアドレスを提供する必要があり、その電子メールアドレスにリンク (1 時間有効) が送信されます。

注意: このサービスはこれまでの「PCT 緊急用アップロードサービス」に代わるバックアップソリューションであり、WIPO アカウントの作成や、ePCT システムが利用可能な場合の代替手段としての利用を意図したものではありません。

当サービスを利用して新規 PCT 出願を行う

ePCT を利用した電子出願を受理する全ての受理官庁が選択可能です。データと書類は ePCT 出願と全く同じ形式でパッケージ化されます。各受理官庁の通常の要件に従い、明細書については PDF に加えて DOCX 及び XML 形式が利用可能です。

WIPO の PCT 参照データは当サービスに対しほぼリアルタイムで利用可能なため、ePCT 出願の検証機能の多くが適用可能となります。つまり、ePCT 不通時 BCP サービスでは利用できない以下の機能を除いて、出願人は通常の方法で出願を作成することができます。

- WIPO アカウントを使用したログイン不可
- アクセス権の共有又はアクセス権グループの使用不可
- アドレス帳へのアクセス不可
- DAS アクセスコードのリアルタイムの検証なし
- 外部署名機能なし
- 提出されたばかりのデータや書類へのアクセスや閲覧不可
- ユーザの検索履歴の利用不可
- KIPO 特許カスタマーID (RO/KR への出願に特有) の検証なし

重要 – ePCT 不通時 BCP サービスでは、ユーザの最新のブラウザセッションの終了後、国際出願のドラフトコピーは保有されないため、同じセッション内で出願を作成し提出する必要があり、或いはデータは喪失されてしまいます。この理由から、ドラフトコピーをローカルマシンにダウンロードすることが推奨されます。ePCT 出願と同様に、新規出願を作成するにはローカルマシンからドラフト出願をインポートすることが可能です。

注意: ePCT 不通時 BCP サービスを利用した出願の場合、アクセス権は付与されないため IB から様式 PCT/IB/301 を受領した後、別個の手続としてアクセス権を請求する必要があります。

受理官庁の観点として、当サービスは ePCT 出願と全く同じ形式でデータをパッケージ化するため、出願人による当サービスの利用は大抵の場合において、全く透明性をもって行われることとしています。このように、当サービスを利用して行われた出願は、RO/101 に当国際出願が ePCT 不通時 BCP サービスを利用して作成された旨が記載されることを除いて、通常は他の出願と同一に見えます。

通常の ePCT 出願サービスが利用可能であるにもかかわらず、出願人が ePCT 不通時 BCP サービスを利用した場合であっても、官庁のローカルサーバーが応答すれば出願は当サーバーに送信されます。このサーバーが利用できない場合には、ePCT 不通時 BCP サービスはバックアップとして通常のサーバーと同様に設定された (例えば、タイムゾーンに関して) 追加の出願サーバーを提供します。バックアップサーバーは国際出願番号を別の範囲で付与し、新規の国際出願は IB と受理官庁が相互に合意した手続に従って受理官庁に送信できるまで、IB により一時的に安全な電子保管場所に保有されることにご留意下さい。

当サービスを利用して IB へ中間書類を提出する

中間書類の提出は、IB に提出する場合にのみ ePCT 不通時 BCP サービスを利用することができます。これまでのところ PDF 形式のみが許可されていますが（今後、他の形式が追加される可能性あり）、配列表は例外となっており、XML 形式又は ZIP 形式でのアップロードが可能です。処理を最適化し、膨大な配列表ファイルに起こりうる問題を補うため、XML ファイルはアップロードの手順の一部としてシステムにより自動的に ZIP 形式で圧縮されます。

ブダペスト条約

ルワンダが加入

ルワンダが 2023 年 9 月 4 日に、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の加入書を寄託しました。これにより同条約の締約国数は 89 となりました。ブダペスト条約はルワンダの加入について 2023 年 12 月 4 日に発効します。詳細は、以下のブダペストに関する通知の第 360 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_360.html

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約、規則の概要、及び同条約の主な利点を解説する文書 (WO/INF/12 Rev.28) は、英語、仏語及びスペイン語で、それぞれ以下からご利用いただけます。

https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョンが 2023 年 10 月 3 日から利用開始されました。出願人向け、受理官庁、指定官庁及び国際機関向け ePCT の新機能に関する詳細は、それぞれ以下をご参照下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=1646> 及び

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq?selected=0>

主な新機能の概要は以下の通りです。

出願人向け ePCT 最新情報

- インターフェースの最新デザイン: WIPO の主要ウェブサイトの新しいデザインに合わせて、ePCT ユーザインターフェースのルックアンドフィール（外観と操作性）が一新されました。
- WIPO アカウント:

- 「eHandshake」を「コネクション」へ改称: 同じ機能を使用する WIPO オンラインサービス全般において用語を統一できるよう、用語「eHandshake」が「コネクション」に変更されました。
- 新規コネクションの申請: 「新規コネクションを申請」欄に一つ以上の電子メールアドレスを入力することで、他の WIPO アカウント所有者との「コネクション」(旧称「eHandshake」)をワンステップで申請できるようになりました。一回の操作で関係者に申請のメールが送信され、関係者は承認か拒否を選択できます。
- 「eOwnership コードの生成」を「アクセス権コードの生成」へ改称。今後、同じ機能を使用する可能性のある WIPO オンラインサービス全般において専門用語を統一できるよう用語が変更されました。
- 新しいサービス – ePCT 不通時 BCP サービス: 上記「重要な新サービス – ePCT 不通時 BCP サービス」をご参照下さい。
- 出願:
 - 署名: 受理官庁である国際事務局 (RO/IB) に対する ePCT 出願について、法人である出願人に代わって署名する場合、法人を代表して署名する権限を確認するチェックボックスにチェックを入れる必要があります。
 - 書類 - 図面がない場合の警告メッセージ: 明細書に図面が含まれていない場合、新しい検証チェックでは、それは意図したものであることを確認するためユーザに注意喚起をします。
 - 書類 - 図面が別個の PDF ファイルとして添付されている場合の新しい警告メッセージ: ePCT で新規国際出願 (IA) のドラフトを作成する際、明細書、請求の範囲と要約を単一の PDF ファイルとして添付し、図面を別の PDF ファイルとして添付することが可能です。但し、この二つのファイルを組み合わせると明細書を構成するため、明細書、請求の範囲と要約を含む PDF ファイルを削除すると、システムにより図面を含む PDF ファイルも削除されます。ユーザに図面が自動的に削除される旨を警告するため、確認を求める新しいメッセージが表示されるようになりました。
 - 書類 - XML 形式の配列表: 明細書の配列表の部分が XML 形式で添付されている場合、処理を最適化するため .xml ファイルはアップロード時に自動的に zip 形式で圧縮されます。
 - 書類 – 公開される図面にテキストは含まれていますか? 公開用の図面にテキストが含まれているかどうかについて、ユーザによる表示が必須となりました。「はい」が選択された場合、通常は任意であるフリーテキスト欄が表示され、ユーザは翻訳や国際公開用に IB が効率的に使用できる形式で図面のテキストを提供することができます。
 - 国際調査 – PCT Direct: ePCT 出願において、選択された国際調査機関 (ISA) が「PCT Direct」手続の請求を受理する機関である場合、すなわち、選択された ISA が該当する ISA (現在のところ、欧州特許庁、スペイン特許商標庁、フィンランド特許登録庁及びイスラエル特許庁) が行った先の調査に関する出願人からの非公式コメントを受理する場合には、国際調査の画面上の便利で新しいショートカットボタン「PCT Direct の請求」から、この手続を請求できるようになりました。

- 手数料用紙: 出願を行う前に、ユーザが手数料用紙に記載される当座預金口座による支払の署名日を、選択された RO での当日の日付に再設定可能なオプションが追加されました。
- ワークベンチ
 - IA のドラフトを「ダウンロード済み」の状態を開く: RO/CA、RO/IL、又は RO/US 用の IA のドラフトがワークベンチ上で「ダウンロード済み」の状態にあるが、記録の写しがまだ IB で受領されていない場合にその国際出願を開くと、優先権主張の検証は当日の日付を基に継続して実行されることにご注意下さい。これを受けて、IA のドラフトが既に ePCT からダウンロードされ、優先権主張がまだ有効な時点で独立した RO システムへ提出された場合であっても、優先権主張に関する検証の警告メッセージが表示されることがあります。
 - ダウンロード済みの状態にある新規 IA のドラフトに関するコメント + 警告メッセージ (カナダ知的財産庁、イスラエル特許庁、米国特許商標庁): RO/CA、IL 及び US に対する後続出願用にダウンロードされた新規 IA のドラフトに関するコメントと警告メッセージは、記録の写しが IB で受領されるまでの「ダウンロード済み」の状態の間は、編集又は保存することができません。
- アクセス権の履歴: 提出された出願のアクセス権の全履歴が出願前のもも含めて利用可能となり、アクセス権グループの一部としてアクセス権が追加されたり、変更された場合に履歴に表示されます。
- ePCT メッセージ:
 - 受取人に応じて設定された件名: ePCT メッセージを作成する際に選択する予め設定された件名のドロップダウンリストが、選択される受取人に応じて (IB、RO、ISA、IPEA) 設定されました。
 - DAS アシスタンス: 「DAS アシスタンス」の件名が選択されると、DAS から優先権書類を取得するよう IB に請求するアクションへのショートカットリンクが表示されます。この方法は優先権書類の取得を IB に請求し、DAS 用アクセスコードを IB に提供する際のベストプラクティスです。この専用アクションを利用すると、DAS アクセスコードはリアルタイムで検証され、取得プロセスは完全に自動化されるためエラーを回避できます。
- アーカイブされた IA 用のワークベンチフィルタ: 「アーカイブされた IA のみ表示」又は「アーカイブされた IA を含む」のいずれのオプションも、サブ選択ではなく「その他」のフィルタリストで直接利用できるようになりました。
- 書類リスト - ダウンロード済みの書類のハイライト表示: 選択された書類がダウンロードされた後、チェックボックスの選択は消去され、目的の書類がダウンロードできたことを視覚的に示すため、ダウンロードされた書類がハイライトで表示されます。これはアップロードする書類も、書類リストで即時にハイライトで表示される方法と同様です。

官庁向け ePCT 最新機能

- 一般機能:

- 一新されたユーザインターフェースのルックアンドフィール (外観と操作性)。
 - 未処理の ePCT メッセージのための ePCT タスク機能。
 - 書類ダウンロード機能の改善。
 - ePCT メッセージの件名に応じた選択と表示。
- RO (受理官庁):
- 様式の生成を確認するチェックボックス。
 - 発明の名称の入力の修正。
 - RO/107 生成用の ePCT アクション。
 - チェックボックスが有効となった RO/109 の生成。
- ISA (国際調査機関):
- ISA/237 の送付前に第 I 欄に加えて他の入力を要請。
 - ISA 報告書に調査用写しの送付日を記載。
 - 改善された複数の IPC 記号の入力。
- ISA (国際調査機関)/IPEA (国際予備審査機関):
- IPEA/408 と IPEA/409 における IPC 一括アップロードと入力の改善。
 - 高度なテキストエディタ領域の改善。
 - 完了報告日の動作の更新。
- IPEA (国際予備審査機関):
- IPEA/412 を訂正された用紙を処理するアクションへ統合。
 - 予備審査の言語のデフォルト設定。
 - IPEA/408 又は IPEA/409 への IPC 記号の自動挿入。
 - IPEA/408 及び IPEA/409 のドラフトアクション第 V 欄の表示改善。
 - IPEA/408 及び IPEA/409 の送付前に第 I 欄に加えて他の入力を要請。
 - IPEA/412 作成用の新しい ePCT アクション
- DO (指定官庁):
- 書類請求用の ePCT アクションの改善。

従来通り、官庁の皆様からのご意見やご要望は PCT 国際協力課 pcticd@wipo.int までお寄せ下さい。

現在運用されている ePCT システムに関するご質問は、以下の “Contact Us” リンクから PCT 電子サービスサポートチームへお送り下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?UG=4&T=en&N=769>

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁 (EPO))

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、欧州特許庁 (EPO) は 2023 年 10 月 3 日 (火) 午後 2 時 30 分 (中央ヨーロッパ時間) から 10 月 5 日 (木) 午後 3 時 52 分 (中央ヨーロッパ時間) まで、(電子的な通信手段として当該官庁が認めているサービスの一つである) Online Filing 2.0 に不通が発生したことを国際事務局 (IB) に通知しました。上記サービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。但し、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載された適用状況に従っていることが条件となります。以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/official-notices/officialnotices20.pdf#page=251>

EPO ウェブサイト上に当不通に関する情報が掲載されています。

<https://www.epo.org/service-support/availability-of-online-services.html>

IB に提供された官庁における電子的な通信手段の不通に関する通知の一覧は、以下をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/unavailability.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

スイス連邦知的財産機関

スイス連邦知的財産機関は 2023 年 12 月 1 日から、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の提供庁として運用開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は提供庁として、優先権書類である特許認証謄本、意匠出願及び 2023 年 12 月 1 日以降に当該官庁に提出される PCT 出願を提供します。但し、出願人が当該サービスに対して利用可能とするよう明示的に要請する場合があります。

詳細は、以下の該当する DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12873

DAS を利用することで PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供するよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することができます。請求を行う際のベストプラクティスは、ePCT 出願又は出願後に ePCT の専用「アクション」を利

用して IB に対し優先権書類を提供するために DAS オプションを選択することです。ePCT に入力されたアクセスコードが DAS のものと一致することを条件に、優先権書類は IB の内部処理システムにて自動的に利用可能となります。

当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁に関する情報は、以下をご利用下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/

オランダ: 国名の略称の変更

国際事務局は「オランダ」の代わりに“Netherlands (Kingdom of the)”「オランダ(王国)」の国名の略称を使用する旨の通知を受けました。PCT 締約国名を含む PCT ウェブサイト上の全ての一覧、表や PCT 出願人の手引に記載されている関連する PCT 表示も変更されました。二文字コードの「NL」は変更されていません。

ISA 及び IPEA の取決めの最新/更新情報

ヴィシェグラード特許機構

ヴィシェグラード特許機構と WIPO 国際事務局間の取決めの改訂版が、2024 年 1 月 1 日から発効予定です。当該取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関であるヴィシェグラード特許機構の役割に関するもので、英語及び仏語の PDF 形式でそれぞれ以下に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

https://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

ISA としての欧州特許庁: CNIPA/EPO の試行プログラムが 2026 年 11 月 30 日まで延長

中国国家知識産権局 (CNIPA) 及び欧州特許庁 (EPO) は 2020 年 12 月 1 日から、中国の国民又は居住者である PCT 出願人が、受理官庁である CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対して行われる国際出願のための国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、CNIPA に加えて EPO が選択可能な試行プログラムを開始しました。

双方の官庁は 2023 年 10 月 13 日に、当該試行プログラムが 2023 年 12 月 1 日から 2026 年 11 月 30 日までさらに 3 年間延長されることを公表しました。

CNIPA による ISA としての EPO の指定は、試行プログラムの枠組みで実施されるものであり以下を条件とします。

- (a) 英語で提出される国際出願にのみ適用。
- (b) 受理官庁である CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対し行われる国際出願に適用。及び
- (c) 延長された 3 年間で年間最大 3,000 件の国際出願が先着順制で受理されます。

当試行プログラム開始時の移行期間中に定められた、受理官庁である CNIPA に対し国際出願を行い ISA として EPO を選択する出願人は、直接 EPO に国際調査手数料を支払うこと、とする特別な取決めは継続して適用されます。

額はユーロでのみ支払可能であり、PCT 手数料表 I(b) に記載されています。出願人の皆様には、EPO の Central Fee Payment service (<https://www.epo.org/fee-payment-service/en/login>) を利用した手数料の支払をお願いしております。当サービスでは EPO にて利用可能な全ての支払方法: クレジットカード (Visa、Mastercard、Amex)、預金口座や銀行振込を提供しています。

受理官庁である IB に対し行われる国際出願について、調査手数料は、その他適用される手数料と共に通常通り IB にお支払い下さい。

国際出願のための IPEA として EPO の選択が可能となるのは、国際調査が EPO により実施された場合のみとなることにご留意下さい。つまり、EPO を ISA として選択し当試行プログラムに参加している国際出願のみが、EPO をさらに IPEA として選択することができます。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

- CNIPA と EPO による共同声明

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/13/art_53_187971.html 及び

<https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-cnipa-joint-communiqué-chinese-applicants-may-continue-designate-epo-isa-0>

- EPO ウェブサイト上のよくある質問の一覧

<https://www.epo.org/en/service-support/faq/applying-patent/cnipa-epo-pilot-programme>

- CNIPA ウェブサイト上での掲載情報

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/11/art_332_187931.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (CN) が更新されました)

所定の PCT 手数料減額の適格性

スペイン特許商標庁における所定の手数料の 75% 減額の適用

出願人又は複数の出願人がいる場合には、それぞれの出願人が自然人又は法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国であり、且つ世界銀行により「低所得」、「低中所得」又は「高中位所得」の国として格付けされている国の国民又は居住者は、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料が 75% 減額されます。

ガイアナが、世界銀行により「高所得」の国として格付けされたため、手数料減額の資格を有する国民及び居住者の国の一覧から削除されました。

スペイン特許商標庁における国際調査及び予備審査手数料の 75%減額の資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧は、以下からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/fees/oeprm_fee_reduction.html

PCT アップデート

BG: ブルガリア (変換前の形式による書類の提出)

CA: カナダ (手数料)

GE: ジョージア (電子メールアドレス、手数料、国の安全保障に関する規定、国際公開後の仮保護、代理人に関する要件、紙形式による写しの部数)

IB: 国際事務局 (手数料)

2023 年 11 月 1 日から、受理官庁である IB へ米国ドルで支払う送付手数料及び優先権書類の手数料の換算額が変更になります。

送付手数料: 114 米国ドル

優先権書類の手数料: 57 米国ドル

航空便の追加手数料: 10 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

IT: イタリア (国の安全保障に関する規定)

NL: オランダ (国名の変更)

オランダの国名の変更に関する情報は、上記の「オランダ: 国名の変更」をご参照下さい。

NO: ノルウェー (変換前の形式による書類の提出)

NZ: ニュージーランド (手数料)

調査手数料 (一部官庁)

2023 年 11 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

中国国家知識産権局 (CNIPA) スイスフラン

シンガポール知的財産庁 スイスフラン、日本円

フィリピン知的財産庁 スイスフラン

日本国特許庁 シンガポールドル

国立産業財産機関 (チリ) スイスフラン

2023 年 12 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)	米国ドル
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)	米国ドル
イスラエル特許庁	米国ドル

上述した料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CL)、(CN)、(EA)、(IL)、(JP)、(PH)、(RU) 及び (SG) が更新されました)

補充調査手数料 (シンガポール知的財産庁)

2023 年 11 月 1 日から、シンガポール知的財産庁が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金に変更になります。新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (SG) が更新されました)

グローバル・イノベーション・インデックス

グローバル・イノベーション・インデックス (GII) 2023 年版が公表されました。

https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2023/

今回の GII は、不透明感の増す経済環境を背景にグローバルイノベーションの動向を把握しています。132 経済圏の中から、今年の世界で最も革新的な経済圏のランキングを紹介し、上位 100 の科学技術イノベーションのクラスターを地域別に特定しています。2023 年版 GII の調査結果の概要は、プレスリリース PR/2023/908 に掲載されています。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2023/article_0011.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO Fee Transfer Service (手数料移転サービス)

2020 年 7 月 1 日から、全ての受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関又は国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に “participating Office” (参加庁) として参加することができます。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から別の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して移転されます (詳細は、以下から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は当サービスの参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を 2023 年 10 月 5 日付の公示 (PCT 公報) (187 ページから) に掲載しました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT サクセスストーリー

PCT が皆さんの発明の保護を求めるためにどのように役立ったかについての成功談を是非ご共有下さい。(公開済みの PCT 出願に限りますが) 投稿されたサクセスストーリーから一部を PCT ウェブサイト上の「PCT サクセスストーリー」のページや WIPO ソーシャルメディア上で紹介していきます。

この度、新しいストーリーが掲載され、独立した発明者が節水を実現したトイレ用浄化モジュールに関する特許の保護を主な市場で求める際に、PCT がどのように役立ったかが語られています。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2023/new_0024.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

本記事で紹介されている発明の詳細については、関係する公開された PCT 出願へのリンクも提供されています。また PCT サクセスストーリーのページでは、皆さんの成功談をご投稿いただく際に必要な情報も掲載されています。このページは全 PCT 10 言語でご利用いただけます。

https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO 本部で開催される上級者向け PCT セミナー

前回お知らせしました通り、上級者向け PCT セミナーが 2023 年 11 月 9 日と 10 日にジュネーブの WIPO 本部で開催されます。プログラムでは国際事務局の経験豊かな PCT スタッフと、主要な IP 官庁からのゲストスピーカー数名による講演が予定されています。当セミナーは、特許管理者、パラリーガル、その他 PCT 制度にすでに精通しているユーザを対象としています。

初日はハイブリッド形式で開催され、国際段階のベストプラクティス、ePCT 最新動向とベストプラクティス、そして EPO に対する広域段階移行と USPTO に対する国内段階移行のトピックスを網羅します。二日目は法務と手続に関する実践的なワークショップ、そして現地参加者には ePCT クリニックと PCT オペレーションチームへの訪問が予定されています。

二日間のセミナーの登録は無料ですが、登録の締切は 2023 年 11 月 3 日の業務終了時間 (中央ヨーロッパ時間) となっています。現地参加をご希望される方は、本部での参加者は 50 名に限定されているため、事前登録をお勧めいたします。当セミナーに関する詳細は、まもなく以下のウェブページに掲載されます。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>.

登録やセミナーに関する詳細は、pct.training@wipo.int へ電子メールをご送信下さい。

実務アドバイス

国際出願手数料と様々な通貨の換算額の決定方法

Q: 当方はオランダ人の出願人であり、欧州特許庁又は WIPO 国際事務局に出願する際には、適用する手数料をユーロで支払います。手数料は ePCT を利用して新規 PCT 出願を行う際に自動的に計算されますが、PCT の手数料がいつ、どのように変更されるのかを理解したいと思っています。例えば、当方がユーロで支払う国際出願手数料は、数年前から毎年年初に値上げされています。この値上げはどのように決定されているのでしょうか？

A: 国際出願手数料は国際事務局が提供するサービスに支払われ、PCT 総会によってスイスフラン (CHF) で固定されています。当手数料は PCT 規則に附属する手数料表に設定されており (<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/texts/pct-regs.pdf#page=187>)、現在の額は 1,330 スイスフランであり、加えて 30 枚を超える用紙 1 枚当たり 15 スイスフランとなり、電子出願や特定の国からの出願人には特別な減額があります。手数料は、出願人が PCT 出願のため選択した受理官庁が定める通貨 (又は複数の通貨のうちいずれか) で支払います。PCT の利点の一つは、出願人は出願手数料 (送付手数料、国際出願手数料と国際調査手数料) を一つの官庁に支払うことができる点です。各受理官庁が受取る通貨を決定します。

スイスフランで固定された国際出願手数料の額は、長年変更されていません。従って、発生する変動は換算額の基礎となる為替レートの変動によるものです。手数料がスイスフラン以外の通貨 (関連する受理官庁が決定する通貨であり、この実務アドバイスのケースではユーロ) で受理官庁に支払われる場合には、日々の為替レートの変動を避けるため各通貨の換算額が設定されます。通貨がスイスフランに自由に交換することができるものであるときは、WIPO 事務局長は、関係官庁との協議後、10 月の第 1 月曜日の為替レートに従い、換算額を毎年決定します。この換算額は、基本料金である国際出願手数料だけでなく、30 枚を超える用紙 1 枚当たりの手数料、手数料表の項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) (PCT 規則 15.2(d)(i)) や取扱手数料 (PCT 規則 57.2(d)(i)) に基づき、国際予備審査請求が行われた場合に国際事務局が提供するサービスに支払われる) にも適用されます。このような換算額の調整は通常、暦年の翌年初日に発効します。詳細は以下をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/fees.pdf>

年間を通して適用される為替レートが、4 回連続した金曜日で継続して最後に適用された為替レートより少なくとも 5% 高い又は少なくとも 5% 低い場合には (再度、関係官庁との協議後)、これらの換算額はさらに変更されます。新換算額は通常、公示 (PCT 公報) の発行日から二か月後に適用されます。公示 (PCT 公報) https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html。をご参照下さい。

同様に、国際調査機関と補充調査に指定された機関が提供するサービスにそれぞれ支払う調査手数料と補充調査手数料は、各機関が受け取る通貨で独自に設定しており、それらの換算額も上述した方法で設定され (それぞれ PCT 規則 16.1(d)(i) 及び 45 の 2.3(b) に基づく)、PCT 手数料表に表示されています。例えば、受理官庁である国際事務局 (RO/IB) に米国の共同出願人と共に出願し、国際調査の実施を USPTO に依頼し、全ての手数料の支払をユーロで希望する場合には、USPTO が米国ドルで固定している国際調査手数料の換算額に相当する額をユーロで支払うことになります。

詳細は、Directives of the PCT Assembly Relating to the Establishment of Equivalent Amounts of Certain Fees 「所定手数料の換算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針」に規定されています。以下からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/fees/equivalent_amounts.html

PCT 手数料の詳細については、以下の専用ページをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年11月号 | No. 11/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

パリ条約への加入

フィジーが加入

フィジー (国コード: FJ) が 2023 年 10 月 19 日に、工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。これによりパリ条約の全同盟国数は 180 となりました。フィジーは 2024 年 1 月 19 日よりパリ条約に拘束されます。

PCT 規則 4.10(a) に従い、優先権の主張は、パリ条約の同盟国において/について、又は同条約の同盟国ではないが世界貿易機関 (WTO) の加盟国である国において/についてされた一つ以上の先の出願に基づく優先権を国際出願において主張することによって行うことができます。

“States Party to the PCT and the Paris Convention and Members of the World Trade Organization” の表の更新版は、以下に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/paris_wto_pct.html

国際機関会合

第 30 回 PCT 国際機関会合が 2023 年 11 月 1 日から 3 日まで、スイス、ジュネーブの WIPO 本部からバーチャル会議として開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=78593

本会合にて議論されたトピックスは、以下の通りです。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

- 品質報告書の発行による品質管理システムに関する報告の継続や、本年の会合で初めて取り入れられた小グループ形式を含む品質管理システムの協働調査の再実施の合意をはじめとする、品質サブグループ会合の結果と品質管理に関する更なる作業の勧告について。詳細は、議長による要約（文書 PCT/MIA/30/10 のアネックス II）をご参照下さい。
- 欧州特許庁と米国特許商標庁の主導による PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポートについて（文書 PCT/MIA/30/2）。本タスクフォースでは、2026 年 5 月に予定されている常設タスクフォースによる PCT 最小限資料の非特許文献項目の第 1 回目の包括的なレビューを米国特許商標庁が調整し、主導する申し出を国際機関が受け入れました。
- 欧州特許庁作成による五大特許庁（IP5（訳者注：欧州特許庁（EPO）、日本国特許庁（JPO）、韓国知的財産庁（KIPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）と米国特許商標庁（USPTO））間の PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトの最終報告書について（文書 PCT/MIA/30/3）。2023 年 6 月に五大特許庁の特許庁長官に提示された最終評価報告書では、本枠組みは参加庁の成果物を充実させたものの、本プロジェクトは当面の間 PCT 制度へは正式に導入されない旨を結論づけました。
- 2028 年以降の国際調査機関及び国際予備審査機関の選定の延長問題について（文書 PCT/MIA/30/4）。参加した国際機関は、PCT 技術協力委員会が選定の延長に関する申請を見直すプロセスについて議論し、国際事務局（IB）と国際機関の間の取決めの改善に関して非公式な話し合いを開始することに合意しました。
- 国際調査及び予備審査における関連先行技術としての書面による開示以外の開示の引用に関する問題について（文書 PCT/MIA/30/5）。参加した国際機関は、先行技術の定義に書面による開示以外の開示を含めて拡張することが望ましいとすることで合意し、PCT 作業部会で検討するため、PCT 規則 33 及び 64 の改正案を作成するよう IB に求めました。当該機関はまた、書面による開示以外の開示の記録用に用いるシステムに関する情報を共有することや、どのような分析を行えば調査報告で引用された書面による開示以外の開示の種類と出所について、著作権の問題に対処できるかについても合意しました。
- PCT 出願の図面に記載される文字の問題について（文書 PCT/MIA/30/6）。参加した国際機関は、検索可能なテキストを含むフロントページの図面用の新しい形式案に留意しました。当該機関はまた、現状の電子処理のニーズを認識し、図面に関する PCT 規則の一部を修正する重要性についても合意し、PCT 規則 11 及び 26 を現状のニーズに即した規定へ修正する作業を優先するよう IB に求めました。
- PCT 国際調査報告及び見解書の改善に関する推進案について（文書 PCT/MIA/30/7）。参加した機関は、書類中の優先権事項に関して PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正について話し合うことで合意し、様式 PCT/ISA/210 と PCT/ISA/237 の統合についてさらに検討し、将来の本会合で報告するよう IB に求めました。
- 配列表タスクフォースのステータスレポートについて（文書 PCT/MIA/30/8）。WIPO Sequence Suite の次期バージョンは 2024 年 1 月初旬にリリースが予定されており、WIPO 標準 ST.26 を使用して出願された配列表を知的財産（IP）庁が検証するためのツールである、WIPO Sequence Validator の性能向上を主な目的としています。WIPO 標準 ST.26 の新バージョンは、第 11 回 WIPO 標準委員会（CWS）会合での採択が予定され、発効予定は 2024 年 7 月 1 日です。同会合

では、WIPO 標準 ST.26 形式による配列表の送信を可能にするため、優先権書類と認証謄本の電子交換に関してデータパッケージ形式化する新標準の提案も再検討される予定です。及び

- PCT オンラインサービスのステータスレポートについて (文書 PCT/MIA/30/9)。参加した機関はより多くの成果物を XML 形式で作成し、国際出願の XML 出願と処理を増加させ、書類とデータの配信に安全な電子サービスを提供することにより、紙による通信を廃止していく作業について議論しました。

国際出願の電子出願と処理

受理官庁としての国際事務局及び国際事務局からの最新通知

電子形式による国際出願/書類の提出に関して 2023 年 10 月 3 日から発効した受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) の要件や運用に関する最新の通知が、2023 年 11 月 16 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/official-notice/officialnotices.pdf#page=215>

ePCT システムに発生した不通

PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、国際事務局 (IB) は下記の期間に ePCT システムに不通が発生したことを PCT ユーザの皆様にお知らせいたします。

2023 年 10 月 20 日午後 5 時 10 分から 7 時 50 分まで (中央ヨーロッパ夏時間)

この不通により PCT 規則に定められた期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2020 年 7 月 16 日付の公示 (PCT 公報) (155 ページ以下参照) に掲載された IB の通知において公表された適用状況に従っていることが条件となります。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (シンガポールとサウジアラビア)

2023 年 9 月 12 日から、シンガポール知的財産庁 (IPOS) とサウジ知的財産機関 (SAIP) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において IPOS が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、SAIP に対する国内段階における早期審査の利用が可能になります。

詳細は以下をご利用下さい。

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/patent/ipos-saip-pph-guidelines.pdf>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上記内容を反映し更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT アップデート

ES: スペイン (FAX 機の使用停止、手数料)

HU: ハンガリー (国内法令の規定)

IB: 国際事務局 (手数料、修正)

2024 年 1 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局 (IB) へ支払う送付手数料及び優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

送付手数料: 109 米国ドル

優先権書類の手数料: 55 米国ドル

航空便の追加手数料: [変更なし]

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

修正: PCT ニュースレター 2023 年 10 月号に掲載された、受理官庁としての IB に支払う優先権書類の手数料のための航空便の追加手数料の新換算額は、10 米国ドルではなく 11 米国ドルと記載されるべきでした。

IT: イタリア (FAX 機の使用停止、通信手段、手数料)

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)

2024 年 1 月 1 日より、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の特定の通貨における換算額が変更になります。

PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/en/guide/>) の以下の附属書において、これらの変更が反映されます。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CN、CR、CV、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IQ、IS、IT、JM、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZA、ZM、ZW。
- 附属書 D (国際調査機関): 全ての機関。
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): 全ての機関。及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、CN、EA、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV。

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (フィンランド特許登録庁 (PRH))

2024 年 1 月 1 日から、国際予備審査機関としてのフィンランド特許登録庁 (PRH) に対してユーロで支払う以下の手数料の額が変更になります。

予備審査手数料: 650 ユーロ

追加の予備審査手数料: 650 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 E (FI) が更新されました)

国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

国際事務局の閉庁日

2023 年 12 月及び 2024 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下の通りです。

2023 年 12 月 25 日 (月)

2023 年 12 月 29 日 (金) 及び

2024 年 1 月 1 日 (月)

したがって、休暇期間中の IB の開庁日は、2023 年 12 月 26 日 (火) から 2023 年 12 月 28 日 (木) までとなり、2024 年 1 月 2 日 (火) からは、平常通り業務を行います。

PCT インフォメーション・サービス、PCT オペレーションカスタマーサポート課 (PCT 電子サービス) と PCT オペレーション部の稼働日、そして公開スケジュールの情報は以下の通りです。

PCT インフォメーション・サービス

PCT インフォメーション・サービスは、2023 年 12 月 25 日 (月) から 2024 年 1 月 1 日 (月) まで業務を休止します。業務再開は 2024 年 1 月 2 日 (火) です。なお、休暇期間中であっても当サービスに電話されますと (電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

PCT インフォメーション・サービスでは、国際出願の提出や PCT 国際段階の中間手続に関する一般的なご質問にお答えします (出願の個別案件につきましては、PCT オペレーション部へお問い合わせ下さい)。詳細は以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT オペレーションカスタマーサポート課 (PCT 電子サービス) と PCT オペレーション部によるサービス

PCT オペレーションカスタマーサポート課と PCT オペレーション部の年末休暇期間中の予定は、以下の通りです。

2023 年 12 月 25 日 (月): 休止

2023 年 12 月 26 日 (火) から
 2023 年 12 月 28 日 (木) まで: 平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)

2023 年 12 月 29 日 (金) から
 2024 年 1 月 1 日 (月) まで: 休止

2024 年 1 月 2 日 (火) 以降: 平常通り午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間)

なお、以下の点を再度ご確認ください。

- PCT オペレーションカスタマーサポート課では、電子形式による出願の作成、提出と管理を目的としたサービスに関連するご質問にお答えします。ePCT (<https://pct.wipo.int>) (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能) と WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) (<https://www.wipo.int/das/en/>) 参照
- PCT オペレーション部によるサービスでは、出願の個別案件に関するご質問にお答えします。当オペレーション部は 10 チームにより管理されています。担当チームの一般用電子メールアドレスや電話番号は、様式 PCT/IB/301 をご確認ください。以下のリンクからご検索下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

公開スケジュール

年末の休暇期間中は、PCT 出願は平常通り、2023 年 12 月 21 日(木) と 12 月 28 日(木) に公開予定です。なお、出願の国際公開に関して考慮されるべき変更に係わる書類の到達期限に変わりはありません (それぞれ 2023 年 12 月 5 日(火) と 2023 年 12 月 12 日(火) の午前零時 (中央ヨーロッパ時間) となります)。

世界知的財産指標 2023

世界知的財産指標報告書 2023 年版の英語版がご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4678>

この権威ある年次報告書は、世界中の知的財産 (IP) 活動を分析しています。各国や広域の知的財産庁から提供される 2022 年の出願、登録や有効特許に関する統計を使用し、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示などを取り上げています。また、本報告書では、調査データや業界の情報源をもとにクリエイティブエコノミーの活動状況も紹介しています。

本報告書の要点をまとめたハイライトは、プレスリリース PR/2023/910 英語版に掲載されており、アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語でも配信されています。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2023/article_0013.html

英語以外の言語はページ上部から選択可能です (訳者注: 言語切替のドロップダウンリストあり)。

PCT 様式に関するウェビナーが近日開催

WIPO の PCT コンサルタントである Carl Oppedahl が、官庁や機関から受領する PCT 様式についての 4 回シリーズのウェビナーを 2023 年 11 月 28 日から開催します。

このウェビナーは、特許協力条約 (PCT) の特許実務を担う弁理士や代理人、パラリーガル、リーガルアシスタント、秘書や記録管理の担当者を対象としています。当ウェビナーと関連するプレゼンテーション資料は、受理官庁、WIPO 国際事務局、国際調査機関や国際予備審査機関から受領する通信を扱う担当者にとって貴重な資料となることでしょう。

ウェビナーへの参加は、彼のブログページ “Ant-Like Persistence” から無料でご登録いただけ、当ページから詳細情報もご利用いただけます。

<https://blog.oppedahl.com/four-webinars-about-inbound-pct-forms/>

Carl は経験豊富で評価の高い講演者であり、過去の多くの PCT セミナーでも講演を行っています。今年初めには、ePCT の手続を解説する 16 回にわたるウェビナーシリーズを配信しました。録画は WIPO ウェブサイトの PCT ページにアーカイブされており、無料でダウンロードしていただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/external-training.html>

その他の PCT 関連の録画資料は、以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

欧州資格試験 (European Qualifying Examination) 用資料

国際事務局は、欧州資格試験 (EQE: European Qualifying Examination) 委員会と欧州特許管理認定試験 (EPAC: European Patent Administration Certification) 委員会との合意に基づき、欧州弁理士志望者向けの EQE 用、又は特許管理人向けの EPAC 用の資料準備を支援する目的で、PCT 出願人の手引 特別版を PCT ウェブサイト上に掲載しています。特別版には、2023 年 10 月 31 日付の各附属書や「国際段階」と「国内段階」の概要が英語と仏語の両言語で収録されています。PDF ファイルは、検索可能で統合されたアプリケーションへ変更されており、EQE 用にご利用いただけます。

当アプリケーション形式の PCT 出願人の手引は、以下をご利用下さい。

<https://pctlaw.wipo.int/eGuide/eqe/documents.xhtml>

品質報告書

国際調査及び予備審査機関は国際機関として業務を遂行する上で実施した品質管理システムに関する年次報告書を提出することになっています¹。この度 2022 年版の報告書がご利用いただけるようになりました。

¹ PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの 21.26 項及び 21.27 項に準拠 (<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>)。

<https://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

ウェビナーの新録画

中国語のウェビナー

下記の中国語のウェビナーの録画

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、Entering the National Phase (2023 年 10 月 19 日配信)
- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、Amendments and Rectifications of Obvious Mistakes (2023 年 10 月 11 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録画

- “Everything you need to know about ePCT” webinar series: What's New for Applicants (2023 年 10 月 10 日と 12 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの録画

- PCT ウェビナーシリーズ：第 1 回 PCT の概要とメリット (2023 年 11 月 6 日配信)
- PCT ウェビナーシリーズ：第 2 回 国際出願と国際調査 (2023 年 11 月 13 日配信)
- PCT ウェビナーシリーズ：第 3 回 国際公開と PCT のその後の手続 (2023 年 11 月 20 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

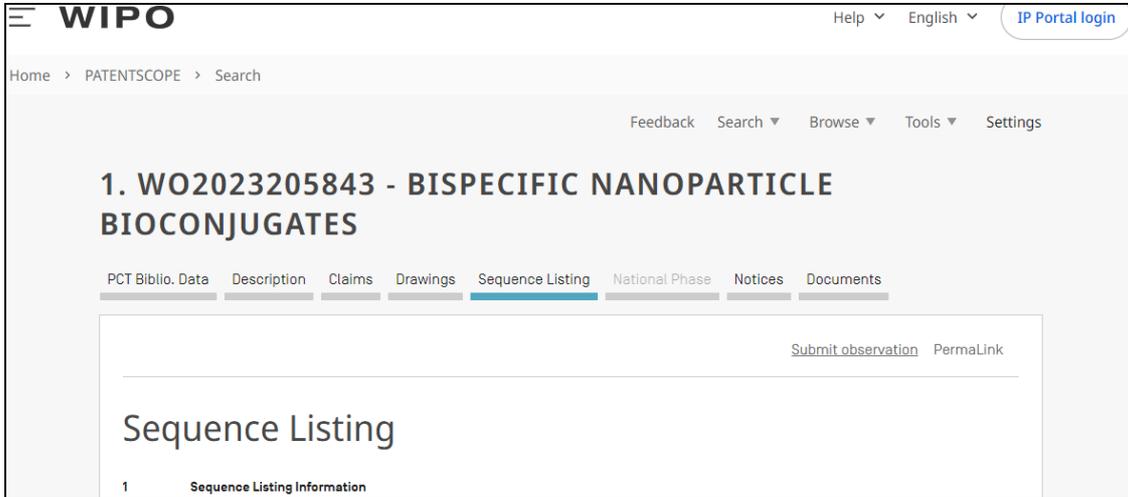
2023 年 5 月から 10 月まで配信されたウェビナーの録画と使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

PATENTSCOPE ニュース

PATENTSCOPE の新しい配列表リーダー

公開された PCT 出願に含まれる WIPO 標準 ST.26 の配列表が、PATENTSCOPE に統合された配列表リーダーにて「配列表」タブから閲覧できるようになりました。XML 形式の明細書にあるオリジナル版の配列表の部分は、「書類」タブの「公開された国際出願」からダウンロードできます。



国際事務局は、WIPO 標準 ST.26 に準拠した XML で提供された配列表を、PATENTSCOPE ユーザの皆様にとってより便利に閲覧していただけるようこのサービスを提供しています。ただし、XML 版の配列表が公式刊行物であるとみなされることにご留意下さい。

国内特許コレクション: モナコ

250 以上の書誌のフルテキスト文献を含む、モナコの国内特許コレクションが PATENTSCOPE に収録されました。モナコの国内コレクションの追加によって、PATENTSCOPE で利用可能な国内又は広域官庁のコレクションは 79 になりました。

当コレクションは、以下からご利用下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

節目を祝して: PATENTSCOPE の新規非特許文献が 500 万件に迫る

WIPO と IEEE 出版社の提携により、IEEE が所蔵する約 500 万件の非特許文献 (NPL) のコレクションが PATENTSCOPE で検索可能になりました。

IEEE は、電気工学、コンピュータサイエンス、電子工学における世界の技術文献の約 3 分の 1 を出版しています。これには、毎年刊行される 200 以上のトランザクション、ジャーナルや雑誌が含まれます。また、ジョン・ワイリー・アンド・サンズ社との協力により、IEEE は技術書籍、モノグラフ、ガ

イドや教科書も出版しています。IEEE のジャーナルは、常に電気・電子工学、電気通信学やその他の技術分野で最も引用されているものの一つです²。

この提携の主な特徴とメリットについては、PATENTSCOPE ニュースの記事に掲載されています。

https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2023/news_0007.html

メディアで読む PCT

WIPO マガジン (3/2023 号) から以下の記事へのリンクが“PCT in the Media” ページに掲載されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html>

Westwell 社のスマート港湾技術、持続可能なサプライチェーンに貢献

WIPO マガジンの最新インタビューにて、中国の AI ロジスティクス企業 Westwell 社の Vincent Zhang 社長は、同社の先進技術が世界中の港湾オペレーションの汚染削減と廃棄物削減の推進にどのように貢献しているのかを説明しています。Westwell 社は、WIPO グローバル・アワード 2023 を受賞した企業 7 社のうちの 1 社です。

Westwell 社は、WIPO の特許協力条約と商標の国際登録制度であるマドリッド制度を頻繁に活用しています。Zhang 氏は、WIPO のグローバル IP (知的財産) サービスのメリットを次のようにまとめています:「国際市場への進出を目指す企業にとって、特許、商標・ブランド、意匠に関する WIPO の知的財産国際出願サービスは非常に有用です。費用対効果が高く、複数の国で知的財産権を確保するプロセスを容易にします」。

WIPO マガジンは以下からご利用いただけます。

https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、3/2023 号はこちらからご利用いただけます。

https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2023/03/

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

実務アドバイス

ePCT を利用した第 19 条補正の提出

Q: 当方は弁理士事務所の新人パラリーガルです。クライアントのため PCT 第 19 条に基づき国際出願の請求の範囲の補正書を提出するよう指示されました。補正書を提出する正しい方法は何でしょうか？

² 情報源: <https://www.ieee.org/about/>

A: 出願人は国際調査報告 (ISR) を受け取った後、PCT 第 19 条に基づき、国際出願の請求の範囲について一回に限り補正をすることができます。補正書は、以下のうちいずれか遅く満了する期間内 (PCT 規則 46) に (受理官庁でも国際調査機関 (ISA) でもなく) 国際事務局 (IB) に提出しなければなりません。

- ISR と ISA の見解書の送付日から 2 か月、又は
- 優先日から 16 か月が満了する前³。

請求の範囲の補正書の提出には、ePCT の「アクション」を利用してテキスト形式 (DOCX 又はテキストベースの PDF 形式) で行う方法が最も効率的です。



テキスト形式ではない第 19 条の補正書については、「ドキュメントアップロード」機能を利用することができ、ePCT における国際出願の高度な認証やアクセス権は不要です。しかしながら、出願人の皆様には完全なアクセス権を有する ePCT を利用して、テキスト形式で第 19 条の補正書を提出することをお勧めします。そうすることにより、全ての要件が満たされているかを確認するリアルタイム検証チェックを受けることができます。

以下のいずれかの事由により第 19 条の補正書が提出できない場合には、ePCT システムは手続を中断します。

- ISR がまだ発行されていないか、少なくとも IB ではまだ受領されておらず、ePCT にアップロードされていない場合。
- 補正書が既に IB に受領され、処理されている場合。
- 期間が満了し、国際公開の準備が完了している場合。
- ISA が第 17 条(2) に基づき ISR を作成しない旨を宣言した場合 (PCT 出願人の手引 7.014 項参照)。

請求の範囲の補正に関する提出書類には、以下を含めて下さい。

(i) 最初に提出した請求の範囲を差し替える請求の範囲一式

補正された請求の範囲一式の提出が必要なことにご留意下さい。補正された請求の範囲は、国際出願が公開される言語で記載され、差替え用紙として提出される必要があります。補正された請求の範囲を含む差替え用紙には、マークアップテキストは含めずに、クリーンテキストのみを含めて下さい。

³ ただし、これらの期間のいずれか遅い方が満了した後であっても、IB での国際公開の技術的な準備が完了する前に (通常は実際の公開日の 15 日前。 <https://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro337.html> も参照) 補正書が提出された場合には、補正書はその期間の末日に IB に受領されたものとみなされます。

また、PCT 第 19 条に基づき、補正は出願時の国際出願の開示を越えてはならないことに留意することも重要です（ただし、指定国の国内法令がこれを認めている場合はこの限りではありません⁴）。

ePCT アクションを利用して補正書を提出する場合には、補正された請求項の合計数を記載する必要があります。DOCX ファイルの場合にはシステムが請求項の合計数を抽出し、可能であればテキストベースの PDF ファイルが添付されている場合にも合計数を抽出します。そうでなければ、補正された請求項の合計数を手動で記載することもできます。請求項が削除される場合には、他の請求項の番号を付け直す必要はありません。ただし、請求項の番号を付け直す場合には、連続した番号に変更する必要があります。

サンプルファイルやテンプレートへのリンクは、それぞれ以下から PCT 全公開言語でご利用いただけます。

- <https://pct.wipo.int/DocConverter/pages/amendedClaimsSampleFiles.xhtml> 及び
- <https://pct.wipo.int/DocConverter/pages/amendedClaimsTemplateFiles.xhtml>

(ii) 書簡には出願時の請求の範囲と補正後の請求の範囲との相違点、さらに補正の根拠を記載すること

第 19 条と規則 46 に準拠するためには、(PCT 実施細則第 205 号に従い) 補正後の請求の範囲には、出願時の請求の範囲と補正後の請求の範囲との相違点を説明し、且つ出願時における国際出願中の補正の根拠を表示した、英語かフランス語の書簡を添付して提出する必要があります。この書簡には国際出願に記載した各請求項に関して、次の事項を表示して下さい。

- 請求項は、変更しません。
- 請求項は、削除します。
- 請求項は、追加です。
- 請求項は、出願時の一つ以上の請求項と差し替えます。
- 請求項は、出願時の一つの請求項の分割の結果です、等。

補正の根拠を示すことにより、審査官は出願に記載された詳細な補正の根拠を参照し、補正が出願時における国際出願の開示を超える主題を含むかどうかを評価することができます。「出願時の明細書を参照」や「出願時の請求の範囲を参照」のような非特定の表示は、通常は十分であるとはみなされません。補正後の請求項の合計数として示された数字をもとに、変更されない請求項を含めて、各請求項の番号が一覧に記載されていることを確認して下さい。（詳細は https://www.wipo.int/pct/en/faqs/amendments_19_and_34.html をご参照下さい）。

また、PDF 形式の書簡を添付することも可能です。しかしながら、全ての補正に確実に説明がなされるように、ePCT インターフェースを利用して標準書式による添付書簡を作成することをお勧めします。システムは、変更に関する根拠の表示が必須である各請求項について、“Amended”「補正後」又は“New”「追加」と表示される説明がなされていることを確認します。

⁴ 指定国の国内法令が上述した開示の範囲を超えてする補正を認めている場合には、第 19 条(2)の規定に従わないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではありません (PCT 出願人の手引 10.070 と 11.047 項参照)。

必須項目が全て入力されると、添付書簡がプレビューできるようになり、アクションが IB に提出される際に、補正された請求の範囲に添付される文書としてレンダリングされます。

(iii) 第 19 条に基づく説明書 (任意)

出願人は補正された請求の範囲を提出する際、補正並びにその補正が明細書や図面に与えることのある影響について、第 19 条に基づき簡単な説明書を任意で添付することができます。説明書は英語か仏語で作成し、英語や英訳の場合は 500 語以内とします。この説明書も PDF 形式で添付することができますが、ここでも同様に、ePCT の「説明書を作成」機能を利用して、インターフェースへ直にテキストを入力することをお勧めします。そうすることにより説明書の書式やレンダリングが自動化されます。

「アクション」を提出する前に、署名オプションのいずれかを選択してアクションに署名する必要があります。ご自身が出願人若しくは出願の代理人である場合、又はご自身が署名権者が署名した添付書簡をアップロードした場合には、ご自身で署名することができます。そうでない場合には、「外部署名」オプションを選択すると、署名権者は ePCT システムにアクセスすることなく、ePCT に保存されたアクションの下書きに署名することができます。ePCT で署名オプションとして「外部署名」を選択すると、一意の文書識別子コードに加えて専用ウェブページへのリンクが記載された電子メールが署名者に送信されます。署名者はそのウェブページにてテキスト文字列の署名を入力するか、署名を含んだイメージファイルを添付することができます。なお、外部署名依頼の送信先電子メールアドレスは、共有のものではなく、個人の電子メールアドレスであることを確認して下さい。署名されると、請求の範囲の補正書が提出されます。

より詳細な説明は、第 19 条に基づく補正書の提出方法に関する手引と

https://www.wipo.int/pct/en/faqs/amendments_19_and_34.html

ePCT FAQ (よくある質問) の “Action – Amendments under Article 19 (text format only)” に掲載されています。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?UG=4&T=en&N=840>

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年12月号 | No. 12/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

網羅的で検索可能な公示 (PCT 公報) コレクション

国際事務局 (IB) はこのほど、紙版で発行された過去全ての公示 (PCT 公報) をテキスト検索可能な電子版で利用できるようにしました。これにより、1978 年以来発行された全ての公示 (PCT 公報) が、フルテキスト検索可能な電子版でご利用いただけるようになりました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

個々の年別コレクションは引き続き提供され、コレクションは、ユーザと官庁にとって有益な情報が常に充実した形で提供されるように毎年更新されます。

PCT に関する通知や一般的な情報を掲載していた PCT 公報のセクション IV は、1978 年から 2006 年まで元は紙媒体で発行されていました。2007 年 1 月に「公示 (PCT 公報)」と改称され、読者の利便性を考慮し、英語、仏語の各言語版と二カ国語版が、二つの独立した英語版と仏語版として提供されるようになり、それ以降は電子版のみで発行されています。

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算にあたり、2024 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において、国際事務局 (IB) が通常業務を行う目的で開庁しない日 (閉庁する日) は、以下の通りです。

全ての土曜日、日曜日、及び

2024 年 1 月 1 日

2024 年 3 月 29 日

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

2024 年 4 月 1 日

2024 年 5 月 9 日

2024 年 8 月 1 日

2024 年 9 月 5 日

2024 年 12 月 25 日

2024 年 12 月 31 日

上述日は IB に限った閉庁日であり、PCT の役割を担う国内官庁又は広域官庁には該当しない点にご注意下さい。他の官庁の 2024 年の閉庁日については、当該情報が IB に提供されている場合には PCT ウェブサイトからご確認いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、文書 PCT/WG/12/20 を https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 からご参照下さい。

IB は、当サービスの 2024 年度実施予定表に関する更新情報を掲載しました。当実施予定表には、参加徴収官庁による IB に対する手数料移転に関する文書による通知の作成期日や送付期日、一覧に表示されているどの手数料が IB に対して又は IB から移転されるべきか、そしてかかる一覧に表示されている手数料の額に関する報告書の作成期日や送付期日が掲載されています。2023 年 12 月 14 日付の公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

キューバ産業財産庁 (OCPI)

キューバ産業財産庁 (OCPI) は 2024 年 1 月 1 日から、DAS の提供庁及び取得庁の双方として運用開始する旨を IB に通知しました。提供庁としての当該官庁は 2024 年 1 月 1 日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供します。但し、出願人が当サービスに対して利用可能とするよう明示的に要

請する場合同なります。取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2024 年 1 月 1 日までに満了していない出願を対象として、DAS を通じて当該官庁に対して利用可能になる優先権書類を認めます。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/news/2023/news_0008.html

PCT アップデート

IL: イスラエル (手数料)

KP: 朝鮮民主主義人民共和国 (官庁の名称、所在地とあて名、電話番号、電子メールアドレス、通信手段)

朝鮮民主主義人民共和国発明庁の官庁名、所在地とあて名、電話番号及び電子メールアドレスが以下の通り変更になりました。

官庁の名称:	朝鮮民主主義人民共和国知的財産局 (IPA)
所在地とあて名:	Kinmaul Dong No.1, Bipa Street Moranbong District, Pyongyang Democratic People's Republic of Korea
電話番号:	(850-2) 18111/999 (内線 381-8433)
電子メールアドレス:	ipa817@star-co.net.kp

当該官庁はまた、FAX 機の使用を停止した旨、及び今後 FAX による書類の提出を認めない旨も国際事務局 (IB) に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (KP) が更新されました)

NG: ナイジェリア (管轄国際調査及び予備審査機関)

PT: ポルトガル (手数料)

RO: ルーマニア (電子メールアドレス)

UA: ウクライナ (所在地とあて名)

調査手数料及び国際調査に関連する手数料 (カナダ知的財産庁、ユーラシア特許庁、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)、イスラエル特許庁)

2024 年 1 月 1 日から、カナダ知的財産庁が実施する国際調査について、カナダドルで支払う額、並びにスイスフラン、ユーロ及び米国ドルでの換算額が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。また、同日から以下の手数料の額も変更になります。

追加調査手数料: 2,220 カナダドル

国際調査報告にて列記された
文献の写しに係る手数料 (PCT 規則 44.3):

電子形式による:

7 メガバイトまで: 13 カナダドル

10 メガバイト追加ごと又は

7 メガバイトを超える分: 13 カナダドル

2024 年 2 月 1 日から、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) 及びユーラシア特許庁が実施する国際調査について、ユーロ及び米国ドルでの換算額が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

また、2024 年 3 月 1 日から、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、イスラエルシェケルで支払う額が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。以下の手数料の額も変更になり、新料金は以下の通りです。

追加調査手数料: 3,962 イスラエルシェケル

国際調査報告にて列記された文献の写し、又は国際出願の

一件書類に記載された文献の写しに係る手数料: 49 イスラエルシェケル

遅延提出手数料: 509 イスラエルシェケル

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CA、EA、IL 及び RU) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (カナダ知的財産庁、イスラエル特許庁)

2024 年 1 月 1 日から、カナダ知的財産庁が実施する国際予備審査について、カナダドルで支払う額が変更になります。新料金は手数料表 II に表示されています。また、同日から以下の手数料の額も変更になります。

追加予備審査手数料: 1,110 カナダドル

国際調査報告にて列記された

文献の写しに係る手数料 (PCT 規則 44.3):

電子形式による:

7 メガバイトまで: 13 カナダドル

10 メガバイト追加ごと又は

7 メガバイトを超える分: 13 カナダドル

また、2024 年 3 月 1 日から、国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁にイスラエルシェケルで支払う以下の手数料の額が変更になります。

予備審査手数料: 1,698 イスラエルシェケル

追加予備審査手数料: 1,698 イスラエルシェケル

国際予備審査報告にて列記された文献の写し、又は国際出願の

一件書類に記載された文献の写しに係る手数料: 49 イスラエルシェケル

遅延提出手数料: 509 イスラエルシェケル

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CA 及び IL) が更新されました)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 様式に関するウェビナーの録画

PCT コンサルタントである Carl Oppedahl が WIPO の支援のもと最近講演したウェビナー 4 回シリーズの最初の 2 回分の録画が、ウェビナーで使用された資料と共に、以下からご利用いただけます。

– “Receiving Office Forms”:

- 録画: <https://www.oplf.com/cle/forms-1.mp4>
- ウェビナーで使用された資料: <https://blog.oppedahl.com/wp-content/uploads/2023/11/20231128-RO-forms-handout.pdf>

– “International Bureau Forms”:

- 録画: <https://www.oplf.com/cle/forms-2.mp4>
- ウェビナーで使用された資料: <https://blog.oppedahl.com/wp-content/uploads/2023/12/20231203-IB-forms-handout.pdf>

より詳しい情報は以下からご利用下さい。

<https://blog.oppedahl.com/four-webinars-about-inbound-pct-forms/>

ウェビナーの新録画

中国語のウェビナー

下記のウェビナーの録画

- “Advanced PCT Seminar for Chinese Users” (2023 年 12 月 13 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>

例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁について、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日

(閉庁した日) に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、以下の日程は、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しない (閉庁する) 旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

- 2023 年 12 月 15 日金曜日、
- 2023 年 12 月 20 日水曜日から 12 月 22 日金曜日まで、そして
- 2023 年 12 月 26 日火曜日から 12 月 29 日金曜日まで。

メキシコ産業財産機関

メキシコ産業財産機関は、2023 年 12 月 18 日から 2024 年 1 月 2 日まで、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しない (閉庁する) 旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/875654/IMPI.Inha_biles.2024.pdf

官庁が IB に提供する各官庁の閉庁日の一覧が、上記の情報を含めて更新されました。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

実務アドバイス

PCT 出願を XML 形式で行うメリット

Q: 当方は通常、新規 PCT 出願の明細書、請求の範囲と図面を MS ワードで作成し、文書を pdf 形式に変換して出願しています。ePCT ではファイル変換ツールが利用でき、DOCX 形式から XML 形式に変換可能であることに気が付きました。この変換にはどのようなメリットがあるのでしょうか？

A: PCT 出願は、ePCT を利用して PDF 形式又は XML 形式により行うことができます。出願人や弁理士の皆様は、MS ワード又はその他のワープロソフトを使用して出願を作成し、DOCX 形式で保存した後、出願を PDF 形式か XML 形式に変換することができます。しかし、明細書、請求の範囲と要約が XML 形式で提供される場合には、出願のそれらの部分はテキストベース形式になるため、出願人は大幅な手数料減額を受けることができます。手数料減額 (PCT 手数料表の表 I(a) に記載されている各受理官庁名の横に記載) は、XML 形式による提出を奨励するものであり、国際事務局 (IB) が全ての特許出願のデジタル化された記録を作成したり、PCT 出願の表示や正確な公開を行うための品質を強化したり、コンピュータによるフルテキスト検索用の機械可読データベースを作成できるようにする目的があります。

さらに、XML 形式の出願では、レイアウトルールのほとんどがスタイルシートによって処理され、そこから公開用の閲覧版が作成されるため、方式上の欠陥が発生するリスクが低くなります。

PDF 文書にはテキストベースと画像ベースがあります。ワード文書をスキャンして PDF を作成すると画像ベースの PDF となり、それでは PCT 実施細則の附属書 F に準拠しないこととなります。

WIPO は出願人を支援するため、ePCT の機能の一部として、ファイル変換用と検証用のオンラインツールを開発しました。これらのツールのスタンドアロン版もご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/documentConversion.xhtml>

“Application Body Converter” と呼ばれるツールは、特に DOCX 形式から XML 形式へのファイル変換用のスタンドアロンツールであり、以下のリンクからご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/DocConverter/pages/home.xhtml>

上述したウェブページ上で “Upload and Convert” ボタンを使用して DOCX 文書をアップロードすると、システムがその文書を附属書 F に準拠した出願本体の XML 形式に変換します。変換結果には以下が含まれます。

- 出願本体の XML ファイル (画像を含む)、
- 出願本体の PDF 形式 (XML から生成)、
- 出願本体の HTML ファイル (画像を含む)、
- クリーンな DOCX ファイル (認識されなかったコンテンツが削除された文書) - このクリーンな DOCX をエディタで使用し、認識されたコンテンツをオリジナルと比較して、必要に応じて文書を修正し、必要であれば再度アップロード可能、及び
- 変換された後の出力状態のレポート。

DOCX ファイルから変換された XML 文書は、アップロード中に ePCT によって提示されるため、その文書を閲覧し、確認することが可能です。

出願本体のサンプルやテンプレート (ひな型) は、PCT 10 公開言語でご利用いただけます。出願準備の際に ePCT の書類セクションで簡単に見ることができ、以下のウェブページからもご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/DocConverter/pages/sampleFiles.xhtml>

<https://pct.wipo.int/DocConverter/pages/templateFiles.xhtml>

また、簡潔な [ユーザガイド](#) と [DOCX に関するウェビナー](#) の録画 (英語のみ) もご参照下さい。

ファイル変換中に意図していないデータの変更が生じるリスクが認識されていることを考慮して、PCT 実施細則の第 706 号は、該当する受理官庁が許可する場合には、出願時の「変換前」文書の提出を明確に認めています。これにより、提出された国際出願と変換前文書のコンテンツとを一致させる目的で、意図していない変更を訂正する機会が提供されています。

DOCX 出願については、オリジナルの DOCX 版は自動的に変換前文書として考慮されることにご留意下さい。そのため、DOCX 版を変換前ファイルとして添付する必要はありません。

テキストベース形式による国際出願の提出は、紙による出願（推奨されるものではありません）よりも多くのメリットがあります。PCT 出願が紙形式で提出される場合には、PDF にスキャンされ、書誌データは手入力されます。このような出願は、画像ベースの PDF 出願と共に、機械可読形式に変換される必要があります。IB は光学式文字認識 (OCR) サービスを利用して、スキャンされた文書から入力、手書き、又は印刷されたテキストの画像を抽出し、機械でエンコードされたテキストに再利用します。しかしながら、OCR には技術的な限界があり、特に複雑なフォントや手書きのフォントを扱う場合には、必ずしも 100% の精度が得られるとは限りません。そのため、OCR サービスでは誤認識や潜在的な不正確さが生じる可能性があります。

以上のことから PCT 出願書類は、DOCX ファイルからの変換による XML 形式での提出を強くお勧めします。そうすることにより出願人は、手数料減額と XML 形式の技術的な有利性の両方からメリットを得ることができます。